

第六十五回国会 大蔵委員会 議録 第十二号

(二七二)

昭和四十六年二月二十六日(金曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

理事 木部 佳昭君

理事 坂元 親男君

理事 高橋清一郎君

理事 原田 憲君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 吉田 実君

理事 佐藤 樹樹君

理事 藤田 高敏君

理事 古川 雅司君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 広瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

理事 木野 晴夫君

理事 木村武千代君

理事 田村 元君

理事 登坂重次郎君

理事 坊 秀男君

理事 村上信二郎君

理事 吉田 重延君

理事 阿部 助哉君

理事 平林 剛君

理事 堀 昌雄君

理事 土橋 一吉君

出席政府委員

大蔵大臣 福田 赳夫君

経済企画庁調整局長 新田 庚一君

外務省経済協力局長 沢木 正男君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

大蔵省国際金融局長 稻村 光一君

通商産業省貿易振興局長 後藤 正記君

委員外の出席者

経済企画庁調整局参事官 川口 嘉一君

国税庁次長 下條進一郎君

日本輸出入銀行 石田 正君
日本輸出入銀行 奥村 輝之君
大蔵委員会調査室長 末松 經正君

委員の異動

二月二十五日

中嶋 英夫君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮 弘君

西宮

シヨナリズムが強いといわれておるところがこう
いう対外貿易の中にも出てきておるのじやないか
と思うわけですが、そういうことを含めて
のひとつ見解を開かしてもらいたいと思ひので
す。

○中川政府委員 藤田委員が疑問を持たれること
はわかるわけなんです、当初から申し上げま
す、スカルノ時代にとつた措置がどういふことか
というところが第一番。この点についてはいろいろ
な心配の点も、正直なところないではない、後進
国家といふものはそういう性格ですから。しかし
あの時点では諸外国それぞれ、援助国も何とかあ
の体制で再建をしたい、またいけるであらうとい
う見通しのもとに、わが国だけがわが国に、ある
いは輸銀がわが国にやられたわけではない。諸般の
情勢をしてやらざるを得なかった。やられたところ
が不幸にして政変が起きて非常なインフレーション、経済
状態がおかしくなつた。そこでまた、大蔵省だとか
外務省だとかいふことではなくして、日本全体
が、債権国、諸外国と相談をして、この事態に対
処していくにはどうしたらいいかという、世界
的な協力関係によつて協議の結果、リファイナ
ンスという方法によつてやっていたらうという
ことで三回にわたつてやっていた。三カ
年周やつてまいりました、それじゃそれが失敗
だつたから今回新たな方法というのではなくして、
それはそれでやっていたわけではあるのだ。
やっていたのだけれども、インドネシアの政情
といふものは非常によくなつてきて、経済の安定
から成長に向かうようになってきた。それには
もつと新規の別の援助をしてやらなければいけ
ない。それがいま大事なことであらうという国際
間の話になつたわけでもあります。それにあつて
は、従来のやり方でもできるのだけれども、
これをこゝでひとつ長期のものに切りかえて
やれば、新規投資もより効果を發揮するし、現在
のインドネシアの立ち上がり、総合的に見てこ
の方法をとつてやられたほうがよろしい、政
治的といひますか、経済的といひますか、今日の

後進国家インドネシアを見た場合に、そうしたほ
うがよろしいという日本の判断もありましたし、
諸外国もそうやってもらいたい、みんなでそうし
ようというところになつたのであつて、焦げつき
をこまかにやるといふような性質ではない。
前向きな援助であるといふことでひとつ御理
解をいただきたい。前向きといふ意味は、新規援
助はこれからしていくわけですから、その援助が
効果をあげて、全体としてインドネシアが再建で
きる姿といふものはこういうことではないかとい
う意味において前向きの措置をとつたといふこと
でございますので、疑問になられる点は十分わか
りますけれども、ひとつそういう事情、いきさ
つ、経済援助の性質、これも先ほど外務省からも
御答弁ありましたように、いずれの国もそういう
ふうな政情、あるいは経済事情が不安定なために
援助するわけがありますから、問題点が今後絶対
ないとも言い切れない特殊な性質であることを御
理解いただきたと存するわけでございます。

○藤田(高)委員 こういふ後進国の経済援助の
ことでありますから、いま次官が答弁されたよう
な特殊なものであるし、特殊な条件のあることに
ついては私も十分理解ができません。また、本来的
な意味における後進国開発並びに経済援助の問題
については、私は別途あとで触れたいと思ひます
けれども、それはそれなりに明らかに目標を定め
て、隣国のあるいは特に東南アジアの経済開発に
協力することは大いに私も賛成であります。

しかし、いま私、答弁の中で理解できないこと
があるのです。というのは、インドネシアは、い
ままでの契約だつたら契約で債務返済をしよとい
思はざるべきことではないのだけれども、わが国の
立場や債権国会議の立場から考えて、将来に向け
てこういうふうなやつたほうがインドネシアのた
めにもなるのだといふことでやるのだ、こうおつ
しやつた。私は、将来に向けてこういうことにす
ることが、インドネシアの経済協力という立場か
らはインドネシアも歓迎するであらうし、あるい
は債権国としてもそのほうがいいんじゃないかと

いうことになるかも知れない。かも知れない
ですよ。しかし、インドネシア自身は、いままで
どおりの契約どおりに返すこと自身はできないの
じやないですか。その点はいまの次官のなにから
いふと、できぬことではないのだと言ふのだが、で
きぬことがないのだつたらやつぱりそこまで、極
端にいって三十三年無利子なんといふ意味ある意味
では半ば贈与に近いような性格になるので、私と
もはそういう理解の上になつてないのです。たと
えばここにも資料はありますけれども、六七年か
ら六九年にかけたような延べ払いで、期限が到来
するものをいままでの計画どおり返してくる、そ
のことによつて問題が起らないのだつたら、私
はこういう債権国会議自身を開く必要がなかつ
たのじやないかと思ひますが、そこはどうです
か。

○中川政府委員 簡単にいふと、破産会社みたい
な会社が借金を持つておる。私には会社は解散し
てしまつて、国民経済もおかしくなつてしまつて、
基盤も失つてしまつて。返すことだけはいえ返せ
ないこともない。無理やりして取り立てれば取り
立てられるものだし、また払えるかもしれない。
しかしそれで海外援助の性質にならぬじやない
か。海外援助して後進国家を引き上げてやろう
開発途上国といふか、開発に影響を持つている国
なんです。会社をつぶしてしまふわけにはい
かない、国家をつぶしてしまふわけにはい
ない、経済的に崩壊してしまふわけにはい
ない、新規に援助をしてやつていこう。そのために
は、救済についてはこういう補充措置をやること
によつて、これからめんどろを見るものも生きる
し、したがってインドネシアの経済がよりよく発
展していく。いま政情も安定してきて、ようやく
立ち上がる態勢でありますから、これをやること
が、債権を取り立てる意味からも、またこれから
投資する意味からも、そしてまた後進国援助の目
的のからいっていいのではないかといいことであ
らうかと存じます。

○藤田(高)委員 次官自身の答弁の中で、性格的
には少し変更されたので私も理解をいたしますけ
れども、私はいまの答弁それ自体で論議をすれ
ば、それ自体でもずいぶんあると思ひます。それは、
これをやらなかつたら国がつぶれる、こう言いま
すが、それは別ですよ。それはインドネシアであ
らうとどこであらうと、経済政策の失敗をやれ
ば、スカルノが失脚してスハルトになつて、スハ
ルトが経済政策なり政治の面で行き詰まつたら、
あとへだれが政権の座につくかはその国民がきめ
ることであつて、国がつぶれるとかつづれぬとか
いふ、そんな観点からではないですよ。そんなこ
とでこの種の問題をなにするか自身おかしとい
思ひます。私は、そういう点については基本的
にあなたの考え方は誤つていふと思ひます。そ
ういふ考え方からいふと、たとえば特定の政権に
わが国がこういふ経済援助を通じてこ入れを
することになるじやないか、こういうことに問題
が發展するのであつて、そういうことでなくて、
もつと本来的な、後進国の経済開発という観点か
らこの問題を考えるべきじやないですか。

○中川政府委員 そのとおりであります、先ほ
ど国がつぶれると言つたのは、スカルノ体制がつ
ぶれるといふことをさした意味ではございませ
ん、インドネシアの経済が立ち行かぬようになつ
てしまふ。政治体制をさしたものでないの、
その点誤つた言ひ方をしているとすれば訂正して
おきます。

○藤田(高)委員 私は、そのこと自身がきよ
の質問の中心ではありませんから、それはさうい
ふにいたします。

そこで、今度は質問の観点を變更しますが、この
問題については何カ国かの債権国があるわけであ
ります、この債権国会議の中で、わが国がどの
ようなことを主張したのかといふことをこの前の
委員会でもお尋ねしたのでありますけれども、特
にきょう角度を變更してお尋ねしたいのは、このア
プスの報告が出て、その線で今回の措置を講じよ
うとしておるわけですね。こういふ債権国会議
の中で、たとえばIMFでこの種の問題を解決す

ということになれば、IMF加盟国の一部の国だということ、IMFとしてはこの問題を処理するようにはならなかったのかもわかりませんけれども、私は、こういう問題が起こったときに、国際的な機構、国際的な組織においてめんどうを見ていくというのが、いわば広い意味における国際的な経済機構であり協力機関だと思うのですが、そういうことについては債権国会議の中では論議がなかったのか。またわが国の代表は、その種の発言というものは、問題の提起というものはやらなかったのかどうか、それをひとつお尋ねしたいと思います。

○沢木政府委員 存在いたします国際機関としては、IMF、世界銀行、それから第二世銀と通称いわれますIDA、この三つの機関があるわけでございますが、IMFの金融というものは、主として短期の為替困難に対する金融をいたしております。世界銀行並びに第二世銀は、大体プロジェクトを中心とした援助をするためになっております。したがって、このような長期債務の返済その他については、国際機関としてこれを金融する制度はいままででき上がっておりません。

それから、特にインドネシアにつきましては、一九六六年に東京におきまして第一回の債権者の会合が開かれました、そして毎年それが開かれた結果、現在の国際コンソーシアムに発展しておるわけでございますが、あらゆる後進国につきまして、現在おこなう援助国がたまたま、国際的な協議のもとにその国の経済を助けるという方向に漸次後進国援助問題は動いております。したがって、この問題が取り上げられましたのも、その会議で取り上げられたという歴史的な沿革がございます。そのようになつた次第でございます。

○藤田(高)委員 国際機関において処理する問題の適否については、それぞれの機関の性格がありますから、いまの答弁で一応私も理解をいたします。

次にお尋ねしたいのは、国内的ないわゆる輸銀

がこの種の問題のいわば中心になるべきか、あるいは海外経済協力基金で、この海外経済協力基金法の目的——これはぜひ、きょうは経済企画庁からも来られておりますね。それから輸銀の総裁にもお尋ねしたいわけでありまして、私は輸銀法との関連において、同僚の佐藤君なりあるいは先輩の堀議員のほうからも質問がありました。私は日本輸出入銀行法の目的あるいは本来的な業務、こういう十八条の二の規定等から申しますと、輸銀自身はこのようないわば、これはたとえが悪いかもしれませんが、前科者債権といましようか、これは傷もの債権です。こういう不良債権を三十年間も、極端に言つたらかかえるというやうな、そういうものをかかえる銀行であるかどうかということですね、この輸銀法のために見た場合に、輸銀がかかえることができないような経済援助の資金については、この海外経済協力基金においてめんどうを見るというのが、私はこの基金法の性格じゃないかと思うのです。これは、たとえば海外経済協力基金法の第三章二十条「業務の範囲」一項「東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業のために必要な資金を貸し付けること。」これが一項ですね。これは、つまり当たつていますね。それから二項は「開

発事業の遂行のため特に必要がある場合において、前号の規定による資金の貸付けに代えて出資をすること。」ができる。これも私は該当すると思ふ。次に四項ですね。「東南アジア等の地域の経済の安定に寄与するため緊要と認められる本邦からの物資の輸入について、当該地域の外国政府に対して当該輸入のために必要な資金を貸し付けること。」ができる。こういうふうに、四項には明確に載つております。また、この二十一条一項には「その開発事業につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けること又は基金以外の者から出資を受けることとが困難であると認められる場合」いま私が最後

に読んだところ、あるいは金融機関との競争禁止の条項、第二十四条「基金は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その行なう業務について、日本輸出入銀行の業務との調整に努めるとともに、一般の金融機関と競争してはならない。」こうなっておりますが、こういう関連事項を読んでいくと、私は輸出入銀行がこの債権をかかえて政治的に問題を処理するよりも、この経済協力基金で問題を解決することのほうが、どうも法律の性格からいって筋が通つていふように思ふわけです。なぜそういうことができないのか。そういう検討がなされてきたのかどうか、これをひとつお尋ねしたい。

輸銀総裁には、私がいま指摘したような観点から考えると、特に先般来の同僚の質問にも関連いたしますけれども、特に輸銀法の業務内容からいって、この種のもので、政府がこう言つたから輸銀では半ば自動的にかかえ込まざるを得ないんだなというやうな、そういう自主性のないというやうな、輸銀関係者はこの輸銀法に基づいて業務を忠実に執行したいのであつて、大蔵大臣がどう言つたとか、やれ政府がどう言つたからというので、そのことによつてとかくすべきものじゃないだろう。そういう点から考えた場合に、輸銀の立場としては、私がいま指摘したようなことについての見解の表明なり、そういう意味の検討というものは十分なされたのかどうか、この点ひとつお尋ねしたいと思ふ。

○中川政府委員 輸銀から輸銀としての立場の答弁があると思ふますが、政府見解としては、藤田委員御指摘のように、これからの援助をやる場合にはなるべく経済協力基金のほうからやるべき性質であらうと思ふますが、今回の輸銀が貸しておつた分の延べ払いといふことが、リファイナンスを長期的にやるということでありまして、輸銀のやつたものを別の機関に持つていくというのとはどうも性質上なじまない。やはり輸銀でやつたものは輸銀で繰り延べするという措置をとらざるを得ない。御指摘のように、今後の貸し付けについては輸銀よりは協力基金のほうでやるのが妥当であらう。こういうわけでございまして、今回の分はひとつ、そうせざるを得ない事情がありますので、御了承いただきたいと存するわけでござい

ます。

○石田説明員 われわれのほうの考え方を申し上げますと、いわゆる繰り延べ債権が発生いたしましたので、それに対してリファイナンスをいたしております。それは輸出金融でやつておりました段階においては、まあ返ってくるのではないかと判断のもとに出しておつたわけでございまして、この法律の観点から申しますと、そのやつておりましたところの金がどうしたら返ってくるかというものが、われわれとしては非常な関心事であるわけでございまして。そこでスハルト時代になりましたリファイナンスが行なわれ、あるいはまた今回のような措置になつてくるわけでございまして、これにつきましては、債権の保全ということを中心におわれわれが考えます場合に、各国が集まりましていろいろと債権国会議などをいたしておりますけれども、これはどういふふうにしたら結局その債権が戻ってくるであらうかという前提に立ちまして、そのためにはどうなるであらうという趣旨のものであると考えるわけでございまして。それに乗つていくしか、なかなか回収ということはないのじゃないか。債権保全という点から申しますとないのじゃないかというふうな考えまして、いろいろとリファイナンス等をやつてまいつた次第でござい

ます。

○藤田(高)委員 輸銀総裁の答弁は要領を得てないと思ふのですが、私の質問しておるのは、あなたのおところどころでこつこつと債権をかかえ込まなくていいじゃないか。輸銀法のたまたまえから見た場合、海外経済協力基金法のたまたまえからいけば、いま中川次官が答弁したとおり——これは大蔵省のいわば大蔵大臣に次いでえらい人が、本来的な性格からいって私の言つたとおりに認めたわけでしょう。いままでのいきさつはこれまたいまから論議しますが、いままでのいきさつがなかったら、私が指摘したように海外経済協力基金でこの

種の問題を処理したほうがいいのだ。将来この種の問題が起つたら海外協力基金で処理したいというのが次官の答弁だったでしょう。そういう性格上はつきりしておるようなものを、なぜ輸銀が、極端に言うに無抵抗というのか、その本来的な輸出銀行のたてまえに立つて業務をやるという基本的な姿勢を貫かないで——いま言ったように、できることならば今回を機会に海外経済協力基金のほうで処理をせよとえぬかというようなことについて、あなたは論議する過程でやったのかどうか。そのほうが望ましいじゃないかということを書いておるのです。そのことに對するあなたの見解を求めておるわけです。

○石田説明員 今回の問題につきましては、リファインンスの場合におきましては、われわれのほうでやるのではなくして経済協力基金がやるということになりますれば、われわれのほうも回収がつかまつり、われわれの立場からすればけっこうなことだというふうに思えます。その点につきましては、そういうことができればわれわれとしては経営上非常にぐあいがよろしい、こういうぐあいに考えるわけでございます。しかし、遺憾ながら問題が、要するに債権のもとがわがほうをやつたものであります、それからして、残念ながら基金のほうにおきましては、基金の法律におきましてリファインンスができません、こういう形になっておりますものでございますから、われわれのほうで将来の回収ということを期待しながらやらざるを得ないのではないかと、かように判断した次第でございます。

○藤田(高)委員 いずれの答弁を開きましても、私が指摘したように、この種の債権は現在わが国の国内法のたてまえからいけば、海外経済協力基金によつて処理することのほうがよりベターである、そういう答弁があつたように理解します。私は、それであればあるほど、今回のこの処理にあつては、いまだからでもそういう方向で——これは同じ政府金融機関ですから、そういう方向で処理することが望ましいのじゃないかと思ひます

が、その点どうでしょう。

○中川政府委員 私の答弁をちょっと誤解しておるようですので訂正させていただきますが、これからの新規投資にあつては経済協力基金にお願するほうが性質上なじみやすいものである。しかし、あと始末については、これは輸銀がやったものは輸銀のところで処理するのが適當であらう。輸銀のやつたあと始末を協力基金に持つていくことはできない、こういう性質でございまして、いう意味で申し上げたのでございまして、御了解いたされたかし、もうちょっと詳細は事務局から御説明いたします。

○稲村政府委員 ただいまの政務次官の御答弁を若干補足させていただきますと、今回の繰り延べの対象となります九千三百七十万ドルばかりの金額は、全部が輸銀の債権でございます。そのうちの千六百九十万ドルばかりは民間の延べ払い債権でございますけれども、これは当然輸銀がリファインンスをする債権でございます。したがって、すでに輸銀が行なひました五千八百八十万ドルのリファインンス、それから今後支払ひ期日がまいりますにつれて輸銀のリファインンスをいたします千六百九十万ドル、この全部が輸銀関係の債権でございます。したがって、これをこのように長期の繰り延べをするというにあたりましては、やはり輸銀がやるのが適當ではないかと、こういう判断をいたしましたわけでございます。

それから、新規のインドネシアに對します経済援助につきましては、これは先生御指摘のとおり、長期低利の援助をいたしますにつきましては、経済協力基金というのが適當でございまして、それですでにやっておりますし、今後ともやるというところでございまして。

○藤田(高)委員 あと始末だし、いままでの経過があるから輸銀でやるんだということだけがせめてもの大義名分になっておるのであつて、国内法のこういう法律のたてまえからいってどちらで処理することが望ましいかという基本的な立場からいけば、海外経済協力基金でやることのほうが

筋が通つておると私は思うのです。

ただ、いま一部訂正があつて、新規投資についてはこれからやるということなんですけれども、この経済協力基金法は昭和三十五年にできておるわけですから、いま私が指摘しておるような、法律に忠実な業務処理をやつていくということであれば、スカルノの政変が昭和四十年ですから、国内法との見合いにおいて、この種の問題を処理することについて政府のやつてきたこと自身に少し間違ひがあつたのではないかと思ふのですが、その点はどうでしょう。

○川口説明員 今回の債務救済を輸銀でやるか基金でやるかという点につきましては、私もその過程におきまして御相談にもあつたりしました。が、政務次官以下の御答弁にもありましたが、現在のところ基金法におきましてはリファインンスをする規定が法律上ございせんので、輸銀がこれを担当するということが最も適當であらうかと、企画庁としても考えております。インドネシアに對します新規の援助につきましては、先生御指摘のとおり、その条件なり国内事情から申しまして、基金が担当することが適當でございまして、一九六〇年以降、新規の政府借款はすべて基金において担当いたしております。この関係の對象になつておられるのは、もとの債権は輸出延べ払いが大半でございまして、これは従来も輸銀においてやつておりました。基金におきましては個々のそういう延べ払いよりも、むしろインフラストラクチャー的な開発事業というものを担当いたしておるのが原則であつたわけでございまして、○藤田(高)委員 自身の理解力が乏しいせいかわかりませんが、いまの経済企画庁の答弁は私にはびんとこないのです。この法律は昭和三十五年にもうできておるわけですね。なるほどいま言われておる通りに、債権のあと始末だ、また延べ払いを取り扱ふ銀行は輸銀だから輸銀にさしておるのだということですが、いまの中川次官の答弁では、とにかくこの種の問題については、こ

れから先は新規投資については海外経済協力基金でやつたほうが法律にはびたり適合しておるのだ、こういう答弁ですから、それであれば、いまから十年前にこの法律ができておるわけですから、この中で処理するようになつたしたほうが、現在の輸銀法のたてまえからいってもベターじゃないか。これはあえてまた輸銀総裁にもお尋ねしますが、どうも輸銀法のたてまえからいって、これは十八条の二ですが、法律を簡一ぱい拡張解釈してあと始末をするようなことにしておるのじゃないか。少なくともこの輸銀法ができたときの立法の趣旨というものは、十八条の二に照らして考へても、この種の債権と債権という不良債権的なものはかかえるようにはなつてないです。われわれしろとではありますけれども、この輸銀法をずっと読めば読むほど、この種のものを輸銀がかかえていくというところは法律違反じゃないか。それでは国内法としてこの種の問題を処理する場合にどういふ法律が一番適當な法律だろうかというところで見てみると、やはり海外経済協力基金のほうにより適合している、こういうことになつておる。その関係は私はあまりにも政治的にこのものを処理し過ぎて、法律のたてまえからいってこの性格を非常にあいまいにしておると思ふのですが、その点はどうか。これはあとで法制局あたりの見解も聞きますけれども。

○石田説明員 いろいろとわれわれのほうにいたしましては輸出債権の融資をいたしておるわけでございまして、その場合にございまして、これはもう輸出銀行がやらないうで経済協力基金でやるのだということになりますれば、それはまた心配がないという点がございまして、それはまたいろいろなたくさんの国があるのをごさいます。その国に對して、こつちはやめたからおまえのほうでやれ、こういうふうなことを輸出銀行あたりが言ひ出すということはどうかというふうなぐあいに考えておる次第でございまして。

○藤田(高)委員 単なるそういう理由ですか。

○沢木政府委員 ちよつと筋違いかわかりませんが、経済協力基金法ができましたときに、私、外務省におきまして関与いたしましたのでお答え申し上げます。

現在繰り延べの対象になっております債権というのは、貿易上の延べ払い輸出の債権でございます。経済協力基金法は、東南アジアの開発事業等について、日本輸出入銀行その他の金融機関がで

きない金融をやるというのが基金法のためになつております。したがって、その当時の輸出の延べ払い金融と申しますのは、日本輸出入銀行が全くできる範囲内の金融でございます。したがって、経済協力基金は使われなくて、通常延べ払い輸出を金融する日本輸出入銀行がやりました。

そして、それじゃ経済協力基金に基づく金融がどうしてなされなかったかと申しますと、その当時におきましては、基金が発足当初でもございまして、お金もまだ十分になかった、かつスカルノ政権の将来という点についての多少の問題もござい

ました関係上、主として賠償を担保に取りました賠償担保借款というものを援助的に使つておりました。そして、基金から現在インドネシアに出してありますような長期低利の借款は、その当時は差し控えておつたというのが実情でございます。

○藤田(高)委員 答弁をなさるのは、政府委員です。それからまたおやにならうともそれはけっこうです。しかし、やはり担当省の、担当課長か局長が知らないけれども、この種の程度のこと、いわば直接の担当省でない外務省のほうから答弁されるなどというのは、答弁のあり方としてこれはおかしいですよ。どう考えてもそんなべらぼうな話はないですよ。これは私がさつき冒頭に、新

人議員だとか何とかいうようなことを申し上げたけれども、一種のそれに通じます。これは、ベテランで、この種の問題でなにしておる議員だったらいへんな問題になるのじゃないですか。それは外務省がおやになつてもけっこう、だれがやってもけっこうだけれども、そのために私は

経済企画庁にもきのうから事務局を通してなにしておるわけですから、できれば答弁のできる人を出してほしいと思います。この海外経済協力基金の担当というのは経済企画庁でしよう。その正式な見解表明がなければ、質問する側としては、不承不承なら了承するにしてもできないにしても、これは納得がいきませんよ。これは一つ留保します。

いまの外務省の局長の答弁によりまして、なるほど十年前にこの基金はできた、しかし出発当初だから資金力もなかった、いま一つは延べ払いができないという点を強調されておるわけですが、しかし中川次官の答弁にもありましたように、これから先のことはできるのであれば、輸銀法でも、今度の法律の改正も輸銀法の中にないものを特別措置を行なうためにこういう法律改正をやつておるわけですから、国内法のたてまえからいって、海外協力基金で処理することのほうがあるのだというのであれば、これを機会に、輸銀法のほうをわざわざ手を入れないで、経済協力基金だつたら基金のほうで処理するように、いまからでも再検討し直したらどうですか。輸銀の總裁に聞かして、なぜ海外経済協力基金のほうであなたはおやりになるように主張なさらないのか、輸銀法のたてまえによつて業務を忠実に履行していく總裁としては、こういう不良債権をかかえ込むこと自身が輸銀法のたてまえからいっておかしいじゃないか、こう言うたら、債権国会議あたりでこういうふうなやうな方向がきまつたものだから、と言ふ。私は積極的な理由というものはないと思うのです。少なくともわれわれが理解するだけの積極的理由はない。私はその点では、この機会に海外経済協力基金のほうで処理するように再検討してはどうかと思うのですが、あらためて見解をお尋ねしたいと思ふ。

○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、若干補足して御説明申し上げますと、この輸銀におきまして今回の問題になっておりますものは、先ほどから御説明を申し上げておりますとおり、過去の延べ払い輸出債権に基づくものでござい

ます。これは、輸銀がこのファイナンスを引き受けておまして、そのリファイナンスにつきましても輸銀がやるというのが筋ではないか。それから、先ほどから、新規の援助につきましても、これは長期低利のものを与えるという意味で基金がやるのが適当ではないかということ

でございますが、これは延べ払い輸出ではございませんで、要するに直接借款と申しますか、そういう意味の援助で、ほんとうの意味の援助でござい

ます。そういうものは、先ほどから御説明申し上げておきますと、長期低利のインフラストラクチャー的なものでございまして、これは経済協力基金がやるのが適当ではないか、こういうことで現在処理しておるわけでございます。(それを初めから言へばいいのだよ)と呼ぶ者あり)

○藤田(高)委員 いま与党議員のほうからも激励をいただいておりますが、ある意味ではそういうことであらうとも思ふわけでありませう。しかし私は、くどいようですけれども、輸銀が輸銀の立場で、これは輸銀の性格上この種のものは、なるほどいままでの経過はあります、それと延べ払いという条件がある、こういうなにかいけば輸銀にもそれなりの責任はありますね。処理してはどうだろうかというなにもありますけれども、しかし、何回も言うように、この種の不良債権的なものをかかえ込むということは、輸銀法の本来の性格からいってこれは問題がある。きびしいいえ法律違反にさへなるような性格のものだということ、輸銀の責任者が、政府がどう言おうと、輸銀法のたてまえによつて忠実に業務をやる善良な管理者の意思によつては、この種のものは今後ともうこれ以上やしませんということ、突っぱねたらどうなるかといへば、私はやはり海外経済協力基金との関係も出てくると思ふ。

この条文、目的を讀みますと、「海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「東南アジア等の地域」という。)

の産業の開発又は経済の安定に寄与するため、その開発又は安定に必要な資金で、これからの問題です。」「日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外経済協力を促進することを目的とする。」「こういうふうな、輸銀だつたら輸銀との関係でいへば、「日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについて」このうなっている。ここで、いま言つたように輸銀が、こういうものを将来にわたつてかかえ込んでいくわけにはいかぬということ、その自主性を発揮された場合にはどうなるのかという問題です。

そういう点については、インドネシアの賠償問題以来、今回問題になつておる再融資の問題を含めて、政府機関がこういう法律に基づいて忠実に仕事をやるという立場を離れて、きわめて政治的に問題を処理してきておるのじゃないか。こういう機会に政治の筋を立てると同時に、それぞれ各機関がこの法律に基づいて忠実な業務執行ができるような、そういう体制に切りかえることが必要じゃないかと私は思うのですが、前段触れたことを含めて、ひとつそれぞれの立場から答弁をいただきたい。

○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、先ほどから御説明申し上げておりますとおり、考え方に基づきまして、延べ払いの輸出債権に關連いたしますものとしたしまして、現在の法律のたてまえからして輸出入銀行がやるのが最も自然であるというふうな考えまして今回御提案を申し上げておる次第でございます。

それから基金のほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり新規の直接借款と申しますか、そういうものは、現在の制度全体から判断いたしまして、基金でやるのが適当であるというふうな考えでやつておる次第でございます。

○川口説明員 先ほどは御答弁が不十分でございまして申しわけでございます。いまの国際金融

局長のお話のとおり、現在新たに供与いたしております新規借款については確かに基金条件に適するということと基金で扱っておりますが、先ほどからなる御答弁がございましたように、現在問題になっております債務救済の対象のものが、当時においては輸出入銀行で扱うことを適当とした延べ払い案件でございまして、輸銀、基金、それぞれ性格によりまして、扱います延べ払い、投資についてもおのずから分担ができておりますが、それに従いまして、従来輸銀の供与しておりましてもののこのようにことになりましたものと始末でございまして、企画庁も含めまして、政府といたしまして、輸銀において処理することが適当であるという判断でございまして、私どももいたしましてはこの件につきましては輸銀で扱う。今後の前向き借款につきましては、現在の状況におきましては基金案件とすることが適当ということと、累年の政府借款を基金が担当しております、このようにございまして。

○藤田(高)委員 輸銀法のためと海外経済協力基金との関係について、基本的なあり方についての質問は一応この程度で終わります。しかし問題はやはり残っておりますことだけは申し上げておきたいと思ひます。

それで、質問それ自体は前後いたしますけれども、この法案が実質審議に入りましてから、輸銀がこの種の債権をかかえておることの是非について、あるいはいままでの述べた不良債権の問題について議論をしてきたことに関連して輸銀総裁の答弁を聞いておきますと、通産省がインドネシアとの貿易をすることについて認可を与えた、またそのことによって輸出保険の適用を受けることになった、この二つの条件が整つておれば輸出入銀行は金を貸しあるいは延べ払いの対象にするのだ、こういう意味の答弁が一昨日でしたかありましたが、それはそのように理解してよろしいのですか。

○石田説明員 われわれが法律を守っていきます場合から申しまして、われわれの判断としてもこ

れはどうしてもだめだというふうに判断いたしました場合には、輸出保険が付き輸出承認がありまして融資は断わるということとすべきであるし、またできると思ふのでございまして。ただ今回の問題につきましては、申し上げましたようにならぬに、まあそこまではいいかたではないかという、最後のことにいましては輸出保険との関係もございまして、まあまあいいんじゃないかと申してやつてきたので、このことにつきましては反省しなければならぬ面がある、このようにふたつを申し上げておる次第でございまして。

○藤田(高)委員 まあまあ主義でいましてはやつてきた面があつた、このようにございまして。

○石田説明員 結論的に申しますればそういうこととでございます。

○藤田(高)委員 これは私はたいへんなことだと思ひます。それは政治的にものをまとめていくこととあればまあまあまとめることはあります。しかし、いま私が質問したようなことに関連して、いわゆるまあまあ主義でやつてきたんといふことになつて、たとえ通産省なり大蔵のほうで、実質的にも力関係からいへば強いのでしようけれども、いま輸銀総裁が言われるような態度だつたら、筋の通らない延べ払いであつたつて、政治的に、君、これは輸銀でやりなさい、それで通産や大蔵のほうもきわめて政治的に動かして、そして認証を取りつける、輸出保険の中へも入れるといふことになれば、もう輸銀はいわゆるフリーパスでみな処理するようになるんじゃないですか。いまのような御答弁で輸銀業務をやつておるとすれば、それこそ責任問題が起きます。これはなお議事録を調べてにしますけれども、これは責任問題だよ。そんな自主性のない立場で、まあまあ主義でやつてきたんといふことは、私は輸出入銀行の責任者の答弁としてはいただけませんね。これは大問題になりまして、どうですか。

○石田説明員 大体輸出入銀行というものは、輸出を促進するためにファイナンスをするといふこ

とになつておるわけでございます。それでこの問題につきましては、輸出を基礎にどこまでつき合つていくかという問題になると思ふのです。助成するのはもちろんでございますけれども、あぶない場合にどこまでつき合つていくかという問題だと思ふのでございまして。この問題につきましては日本だけでなく、各国ともみなそれぞれ輸出保険がございまして、それによつてファイナンスが行なわれる。こういう異常な場合も異常でない場合も含めまして、みなそうなつておるといふのが各国の例でございまして。そういうふうな場合に、日本もそれと同じようなぐあいに輸出保険といふものがあるわけでございます。ほかの国があぶないといつてとめてしまわないのに、日本もそういうふうな各国並みのことをやつておるときに、輸出入銀行の判断で日本だけが先にやめるというところは非常な決断を要すると思ひます。それはひとりの対内的な問題でなく、対外的にも問題が起ると思ふのであります。早い話が、どこかの国が、もうあぶないからやめちやつたといふ旗を上げていたならば、まあまあとていつておつた、おしかりは受けますけれども、そういう場合はやりいのでありますけれども、日本だけが一番初めにそれをやるといふことは、現実問題としてなかなかむずかしい問題があるといふことを御理解いただければしあわせだと思ひます。

○藤田(高)委員 私はますますそういう答弁を聞くとき疑問を持ちます。自主性は何にもないじゃないですか。輸銀法のためとえに沿つて銀行業務をやるといふ、そういう自主的な判断なり、この法律に基づいて忠実に業務をなさるといふ姿勢がないじゃないですか。外国のほうがかきわめて政治的にこの種の問題を取り扱つてきた、外国がやるのだつたら、これは全く極端にいへば盲従といふか、追従的にやるといふことですか、そのまあまあ主義といふのは、そういうことに聞こえます。日本の立場さへはつきりできないじゃないですか。輸銀の立場さへはつきりできないものが日本本場の立場をはつきりすることなかでできないです。

よ。だからその点では、どこかの国がひとつ旗上げしてくれたらやりやすいのになどといふのではなくて、この輸銀法のためとえからいってこれはどうも問題があるといふこととあれば、あなた自身もその立場からいふと、あなた自身はこれは問題があると考えておるのでしょうか。

○石田説明員 これはいろいろ内外の情勢を見なければならぬか判断がむずかしい問題でございまして。われわれなりに判断いたしますけれども、本件に関する限りはまあ返済確実であらう、このように思つてやりましたわけでございます。

○藤田(高)委員 現実には一回二回三回といふようにリファイナンスやつて、確実だらうと思つてやつたことがみんな、何やらじゃないけれども前から前からはずれていったわけでしょう。みんな当たつてないじゃないですか。確実だと思つていたつて、結果としてはあなたが判断したこととは逆にできておるわけですか。それで今回のこのように処置にならざるを得なくなつたのでしよう。といふことは、その時点で、いわゆる融資をする時点で、輸銀総裁としてのあなたは、これはいわれる十八条の規定からいって返済が確実ではない、この確かに思つておつたと思ふのだ。そういう判断ができておつたと思ふのです。ところが政治的な圧力といふか、そういうものによつてあなたは、さっきのまあまあ主義じゃないけれども、妥協してきたからこつたことになつたんじゃないですか。結果が証明しておるのじゃないですか。

○石田説明員 われわれといたしましてはいろいろな融資をいたしておりますけれども、あらゆる場合にございましてこの条文に従ひまして、返済確実であらうと思つてやつておるのでございまして、これはとても回収できないがそれでもやるのだといふことではございませぬ。それは結果的に申しまして、先生の御指摘のようにならぬに、結果的には回収が初めの思つたとおりになつた

ではないか、こういう点はあるかと思ひます。このリファイナンスの問題につきましても、前に貸しました問題からスタートしておるわけでございまして、延べ払いから始まっておるわけでございまして、延べ払いから始まっておるわけでございまして、必ず取れるかという点になりますと、やはり各国とともにリファイナンスをやりますと、また新しい経済協力を基金にもお願いいたしまして、そして融資をしていく、そういうことによつて債権の確保ができるのであらう、こういう判断に基づいてやつてまいつたわけでございします。

○藤田(高)委員 私は、私の質問の持ち時間の関係もありまして、留保するような形で前へ進まなければいかぬかと思ひますけれども、少し酷な質問かも知れないけれども、私は輸銀総裁にあえてお尋ねします。この間からずっとあなたの答弁を聞いておると、やはりあなたの善良な管理者の意思とやつてきたことの間にかなりのズレがある。あなた御自身は相当な矛盾を感じられておるのじゃないかと思ひます。あなたの御経歴は私は十分知りますけれども、大蔵事務次官までおやりになった経歴をお持ちのようでございしますが、どうですか、長年役人生活をなさつて、輸銀法の法律に忠実にあなたは仕事をしておると思ひますか。してきたと思ひますか。どうですか。

○石田説明員 私はそう思つてやつてきておるわけでございます。

○藤田(高)委員 それでは先ほどのまあ主義との関係はどうなりますか。

○石田説明員 これは結果的に申しまして、確實であらうという判断が甘かつたじゃないか、こういう意味におきましてまあ主義であるというお話になると思ひます。そのときの判断が間違つておつたという事は、結果的に申しましていなめないと思ひますけれども、私のほうで融資をいたしております段階におきましては、返つてくるであらう、こういうふうに思つてやつたわけでございます。

○藤田(高)委員 これはすでに指摘もしておりますし、いまま意見が出ておりますが、輸銀の金は国民の税金なんですよ。そうでしょう。ですから私はこの前も指摘したように、一般の民間会社であつたら、この種の判断違いが生まれて結果としてこのような事態になつたら、民間の会社だつたらつづけておると思ひます。あるいは会社の重役は責任をとらされておると思ひます。これは政府機関の金融機関だからあなたもまだこういうふうに答弁をされたり、またその地位にとどまることができておるのです。これは民間だつたらたいへんです。そういう点について、私は人情的に言つてこれ以上より責めさせんけれども、私は冒頭から言つておる通りに、そういう意味であなたは御自身は自主的に責任をもつと強く考へなければいかぬのじゃないですか。その点ではどうですか。私は、国会の場は人情論なんか出すべきところではないと思ひますけれども、やはり直に顔を見ておるとそれは少しお気の毒にもなるからこれ以上はより言わなければ、實際言つたら、こういういまのまあ主義で自分の仕事をやらざるを得ないような立場に立つておる、あるいは結果にしろこういう事態になつてきた、そのある意味における一番中心の責任の所在におられるあなたが、いまのよりな答弁ののりくくりだけで、それで自分の責任を果たしておると思ひますか。責任問題ではあなたに關する限りもうこれでやめますが、あなたの良心に顧みて恥ずかしいない答弁をしておいてください。

○石田説明員 われわれといたしましては輸出入銀行法の規定に従ひまして、できるだけ間違ひを起さないように努力をいたしておる次第でございます。今後におきましてもさらに一そう留意してやつてまいりたい、かように思つております。

○藤田(高)委員 きわめて不満足な答弁であります。この問題は大臣に質問することを保留いたしておりますから、これで次の質問に移りたいと思ひます。

次にお尋ねをしたいと思います。インドネシア債権、この問題に關連をして、いわゆる通産省の管轄になつております輸出保険の關係について、一昨日質問の中で、關係の商社あるいは業者が支払つた保険金額及び主たる輸出品目について資料要求をしたのであります。それは四十六年の二月二十四日、通産省貿易振興局から出されたこの資料に間違ひありませんか。

○後藤政府委員 間違ひございません。

○藤田(高)委員 この資料によりますと、丸数でいきますと、日綿実業に対しては二十三億三千万円、三井物産が約二十億、同和運が九億三千万円、日本車輻が六億四千二百萬、トヨタ自販が五億八千八百萬、近畿車輻が三億七千万、野村貿易が三億四千三百萬、川崎重工業が一億一千萬、住友商事が一億九千万、丸紅飯田が一億五千七百萬、その他が十六億四千四百萬、全部で九十三億九千万といふのが延べ払いを含めた保険金の支払額、これが主たる、俗稱十社といつておりますが、十社の保険金の内容として間違ひありませんか。

○後藤政府委員 間違ひないと思ひます。

○藤田(高)委員 そうだとすれば、事務的なことをお尋ねしますが、この保険金はどういうルートで商社の手に渡ることになっておりますか。またその保険金は、輸出保険の特別会計との關係においてはどういうルートで返つてくるのか、説明してもらひたい。

○後藤政府委員 先般来お答えいたしておりましたとおり、通産省といたしましては、延べ払い輸出に關しましては大蔵省と協議の上、一々輸出承認をいたしております。輸出承認をいたしました件数につきまして、その輸出者からの申し出によりまして、輸出保険特別会計がございします。その際に申し出者と保険契約を結ぶわけでありまして、保険契約を結びまして、事故が起つたという場合に支払いをいたすわけでありまして、今般の政変によりまして、インドネシアの輸出代金保険、ただいま先生から御指摘ございましたこの資

料にございします。この十社を含めました主要なところの延べ払い輸出に對しまして、合計いたしまして九十三億九千一百万円の輸出代金保険としての保険金を支払つたわけでありまして、この輸出代金保険の支払いは、結局保険の事故が起つたわけでありまして、輸出保険特別会計としてはもう支払い済みということになりまして、だから事故の起らないところで保険金収入等がございします。そういうもので補てんをいたしておるということになります。この分の支払つた分だけは輸出保険会計というものがそれだけへこんでくるわけでありまして、そこで今度リファイナンスが起つてまいりますと、これはもちろん輸出代金保険でございします。この輸出代金保険の場合でございしますと、インドネシア国立銀行の支払い保証を担保に取つております。ところがインドネシアでそういう政変が起つてそれが払えなくなつたといふことでございします。このたびそれがリファイナンスでインドネシアに支払えといふような事態が起つてまいります場合は、保険契約者のところへまた支払いが出てくるわけでありまして、輸出保険法の規定に基づきまして、支払いたしました代金は輸出保険特別会計のほうへ回収をいたして、保険会計の穴埋めをいたした、こういう経過でございします。

○藤田(高)委員 しかし保険金がこれだけ現実に出ておるわけですから、出ておるということ、もう業者の手には保険金がついておるわけですね。問題は、輸出保険にこれからインドネシア銀行を通してどのように返還されてくるかといふことが残つておるわけでしょう。そのように理解していいですね。

○後藤政府委員 今般のリファイナンスによつて入つてくる分もまだ若干残つておりますが、すでにこれまで行なわれましたリファイナンスによつて、インドネシアにそれだけ支払いの力が新しくできたわけでございます。その分につきましては、回収できるだけのものは保険金支払いの穴

を埋めるべく、輸出保険特別会計についてはほとんど回収いたしております。

○藤田(高)委員 これからの分はそういうことになりませんが、実際問題としては、この保険金は輸銀から業者が直接円で支払われたわけでしょう、今までの分は。

○奥村説明員 輸出入銀行はリファイナンスをいたしましたときに、これはインドネシアの中央銀行に金を入れるわけでございますから、インドネシア中央銀行が日本側に支払いをしておるといふことになりまして。

○藤田(高)委員 いままでの方です。

○奥村説明員 いままでの方でございます。

○後藤政府委員 私のお答えが若干ことが足りなかつたと思いますが、ただいま奥村理事からもお話し申し上げましたように、輸出入銀行のリファイナンスというのはインドネシアの国立銀行のほうへまいりますので、輸出保険特別会計といふことは、一応その経路としては、商社へ当時の契約によって入っていきまして、その商社は、保険法の規定によりまして輸出保険特別会計へ一たんこれがまた返ってきたわけですから、保険で支払ってまた返ってきたわけですから、保険会計のほうはその商社を通じて、全部支払った保険金を回収いたしておる、こういうことでございます。

○藤田(高)委員 たてまえとしては、輸銀がインドネシア銀行に融資しますね。そうしたらインドネシア銀行から業者を通してそして輸出保険の特別会計に入る。入ったものを今度は保険が業者に支払う。それはどちらですか。

○後藤政府委員 業者に対する保険金の支払いは、すでにほとんど大部分済んでおる、この事故事由を認定したときに済んでおるわけでありまして、インドネシアでこういう事故が起つたというところによって、そのために輸出保険特別会計としてはそれだけの分が欠けがたいといふことになるわけでありまして、インドネシアにそういう力ができたらその分は、端的に申し上げますと、インドネシア側からそれを輸出保険会計のほうへ回収をして繰り入れる、こういう結果になっておるわけでありまして。

○藤田(高)委員 これは私自身の若干の誤解でしたが、いわゆる保険のほうから業者が直接払っておるわけですから、いまこの保険のほうに入ってくるリファイナンスとの関係とは直接そういう点では関係がない。ですから、いま現在払っていますから、その点の欠けがいておるといいますか、その分についてはこれからインドネシア銀行等を通して入ってくる。その金についてはその点を補充していく、こういう関係にある、そのように理解していいですか。

○後藤政府委員 大筋としてはおっしゃるとおりであります。

○藤田(高)委員 そういうことになりますと、この再融資の問題は、なるほど表向きの議論としては後進国開発、インドネシアの経済開発、インドネシアの経済援助、こういう性格のものであります。が、実態論として考えた場合は、日本の商社に対する救済の措置にもなつておると私は思うのですが、その点についてはどうですか。

○後藤政府委員 たてまえから申し上げますと、このリファイナンスの問題と、それから輸出保険の支払いという問題とは一応区別されるべきものであると思ひます。それで、リファイナンスをするというところは、めぐりめぐって輸出保険特別会計の穴埋め、つまり保険金を支払った分が埋まつてくるということにはなりますが、商社は、すでに、事故事由を認定いたしましたときは保険契約の結果に基づきまして保険金はすでに入つておるわけでございますから、対商社の関係はそれで済んでおるわけでございます。

○藤田(高)委員 答弁にもありましたように、もちろんこのリファイナンスの関係は輸銀とインドネシア銀行との関係だし、それから保険の関係は、業者と特別会計である保険との関係だといふふうに区分して考えられるわけですが、結局、輸銀がそういうリファイナンスをするというところは、結果としては保険の穴埋めにも役立つわけですからね。そういう因果関係からいけば、私はやはりこれは国内の業者の救済的な性格を、結果論として、実態論としては帯びてくるのではないかと思ふのですが、その点はどうか。

○後藤政府委員 輸出保険というものの性格が、やはり輸出を振興するために輸出業者保護というたてまえからでき上がっていることは仰せのとおりであると思ひます。しかし本件に限定して申し上げますならば、先ほど申し上げましたように、事故事由を認定して保険金を支払ったときにすでに商社との関係は済んでおり、商社は保険契約によって保険のてん補率九〇％のものはすでに入手をしておるわけでありまして、今度のリファイナンスが直接商社保護という問題にはつながらない。ただ輸出保険特別会計というものが、これは各国いづれもそうでございますが、輸出業者保護、輸出振興という線にのつた機構であることは仰せのとおりであると思ひます。

○藤田(高)委員 私はあえて、いわばわかり切つたようなことをお尋ねしたのは、そのこと自身を確認しておきまして、それは私も不勉強であるとはいひながら、この輸出保険が輸出振興のために、業者に対してのそういう危険があつた場合に保護する仕組みでできたというところはわかつています。しかし私がそういうことをあえて確認をさせてもらったのは、そのこと自体に目的があるわけではありませんか。この種の、今回のこういう長期の延べ払いをやるような問題にまで遺憾ながら事態は発展してきたわけですが、私が非常に不明朗なことを感ずるのは、これまた形式論としては問題ないといへばそれまでかまわかりませんが、政治献金との関係ですね。たとえば、いま御報告のあった日綿実業以下十社ですね、インドネシアとの関係におけるこういった会社が相当額の政治献金を、私の手元には昭和四十三年以降の資料を持つておるわけですが、これはずいぶんやっております。きょうは時間の関係で中身の資金が国民協会を中心として出されております。

たてまえ、総計だけ申し上げますと、四十三年の下期が八百七十四万、四十三年上が二千三百十五万、四十四年上が、これは少く少く百三十万ほど、四十四年下が一千百万という形で出ておりますが、これは十数社との関係です。このインドネシアの今度の保険金のこれとの関係だけでそれほど多額の資金が出ております。一つ一つ区別して考えればそのこと自体には問題がないように見えますけれども、インドネシアのこの賠償の問題、インドネシアとの貿易の問題、この問題はきわめて不明朗なものがあまりにも多過ぎる。本来的に援助国のための援助なのか、それとも援助をしてもらう国のインドネシアそれ自体の援助なのかというぐらゐ、このインドネシアの問題というものは非常に不明朗な問題が多いわけですね。これは私は時間があれば、賠償の問題を含めてインドネシアにおけるわが国の経済援助がどのように効果を發揮しておるかといふことを実は聞きたいわけですが、日本のなにか一番おくれしておるわけでしょうか。あの問題の三Kダムですね、あれ自身も実はその後どうなつておるかといふことをひとつ聞かしてもらいたいと思ひますけれども、実に日本のそういう協力したものが稼働率が悪い、効果としてあがつていない。端的な例でいへば、肥料会社ではありませんが、インドネシアにとつては農業の問題が非常に重要な問題なんですね。そうすると、その肥料会社をつくりたいといつても、日本が肥料がいま過剰生産になつていますから、肥料会社がインドネシアにつくらすよりも、日本の市場にしたいという形で、実際にインドネシア自身のためになるような経済協力にはなっていないのです。ですから、私はこれは一つの代表的な例をあげましたけれども、この問題委員が大家さんでしたかに質問されたときにも、インドネシアを中心とする後進国開発の経済援助の基本的なあり方について意見がありました。私はあえてこの保険金との関係を申し上げたのは、あまりにもこの保険金をもつておるような会社が、保険金をもらふこと自身に

つては、その限りにおいては何も悪いことはない。しかしこういつた保険金をたくさんもらつておるような会社は、一方では国民協会を中心に多額の政治献金がなされておる。この政治献金との関係において、それでは業者なり商社はどうかと。いへば、やはり輸出の認証をとられている。やはり政治的な関係が生まれてくる。私はこういう一連の関係においてこの今回の問題についても考えていかなければいけないし、また将来に向けてのインドネシアの経済援助のあり方についても考えていく必要があるのじゃないかと思うのですよ。そういう点に關する、これは政務次官の統一した見解をひとつお聞かせ願つて、私質問事項もありますけれども、持ち時間が若干超過したようでありますから、これで私の質問を終わりたいと思います。

○中川政府委員 海外に対する輸出保険つきの延

べ払い、このことが海外援助にはあらずして輸出する業者の保護ということに重点があるようになると、そのことがまた、政治献金というようなこと

があつては断じてならないと存じます。かかないと存じますが、そういう疑いを持たれるということとすらよくないことでありまして、そういうことは断じてあつてはなりません。特に今改正いたしました分は、これはましてや政治献金からむ

ようなものではありませんで、業者保護、間接にはなりましても、先ほど来御説明のように、業者は保険機構等を通じて当然支障なく保険金をもらえる仕組みになっておりますので、この制度をやったからといって直接業者が特によくなるという

う性質のものでございせんし、ましてや今後の海外援助すべてにわたって、政治献金、国内業者の保護というような形は断固としてないよう
に、われわれもただいまの御指摘をよく聞きまし
てさらに反省を加えて、不明朗な声の聞けないよ

うに努力してまいりたいと存じます。

○毛利委員長 関連質問の要望がありますので、
許します。佐藤君。

○佐藤(観)委員　せつかく通産省のほうから資料

が出ましたので、ちょっとこれについて御質問申し上げたいのですが、この備考のところに「対象期間は一九六六年一月より一九七〇年十二月末まで」とありますけれども、これはどういう意味なんでしょうか。これは保険金が支払われた時期が六六年の一月から去年の十二月末までという意味ではないのですか。

○後藤政府委員 備考に書きました期間に決済期

が参りまして、そのときに送金が行なわれない、向こうから金を払ってこないというために、事故である、こう認定をいたしまして支払ったものの合計でございます。

○佐藤(観)委員　そうすると、輸出保険が支払わ

ね、つまり輸出保険は一時金にほんと出ますかね。つまり輸出保険は一時金にほんと出ますかね。

○後藤政府委員　決済期がまいったたびごとに支払っていくということになります。

○佐藤(観)委員　それから、この輸出保険という
か、インドネシアに対して輸出承認をとめたのは
いつの時点ですか。

○後藤政府委員 四十年九月に政変が起こりまして、その後送金が遅延するような状態になったので、これは非常にあぶないということで、その年の十二月に、保険事故が起こったと認定いたしましたわけであります。

○佐藤蔵委員　しかし、事は延べ払いですね。そうすると最低三年から十年ぐらいの長期にわたって払うわけですから、六五年九月に政変が起こって十二月にはお金が来なくなった、だから輸出承認を見合わしたということは、あまりにも措

置としておそ過ぎるのじゃないかという感がするわけです。外務省なり何なりからその前にある程度、直接の政変はわからないにしても、すでに六三年ごろからインフレの状態が出ていたわけですから、九月三十日にクーデターが起こつて、その

年の十二月に延べ払いの輸出承認をとめたという
ことは、あまりにもおそ過ぎるのじゃないか。
クーデターが起こる前にも、延べ払いですからや

めてもいいんじゃないかと思うのですが、その点

どういふぐあいでクーデターが起つたあとで輸出承認がとまるようになったのか、どうも納得いかないのですが、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

○後藤政府委員 延べ払いの承認の問題と、それから輸出保険の問題とからんでおるようでありますが、四十年九月三十日にクーデターが起こりま

した。起こったということはもちろん外務省を通じまして私どもも知ったわけですが、そのあとすぐにその取引関係、つまり金の支払いその他がとまったということで、そのあととも続いていたわけでございます。そして十二月二十八日

に至りまして、外国為替銀行から輸出手形保険の事故が発生してこの支払いが行なわれなくなつたという連絡が参りましたので、直ちにこれをとめて、将来に向かつての保険の引き受けをとめて、そして保険事故であるという認定をして手続をし

た、こういうことであります。

○佐藤(親)委員　その場合に、輸出の承認をとめたということは、これは契約をとめたということだと思つてゐる。そうしますと、それ以前に契約してゐて、現実には政変後も、あるいは輸出承認がとめられた一九六五年十二月の時点でも、実際に物はインドネシアに行つてゐるという事例もあるのじゃないかと思つてゐる。そういうことも延

べ払いということを考えますと、いわゆる保険事故が実際に起こった、だから輸出承認をとめたという処置は、私はあまりにもおそ過ぎるのじゃないかというふうに考えるのですが、どういうことでそういうふうにおそくなるのか、どうも納得い

○後藤政府委員 二つに分けて申し上げます。十二月二十八日に、保険事故が起こったと認定をして、それ以後の保険の引き受けをとめたわけでございます。それから輸出の延べ払いの承認に関し

ましては、これは政變が起こつたあと、形としては承認をとめたということだし、とめたという形にはなっておりませんし、また事實上延べ

払いの承認というものはケース・バイ・ケースで

判断するわけでありますので、今後一切インドネシア向けの延べ払い輸出の承認をとめるという宣言をする必要はないわけであります。ただ実際の問題といたしまして、そういうぐあいに向こうがあぶないとなつてくると、おのずから輸出業者その他の延べ払い輸出の承認を求めない。つまり延べ払いで物を売ろうとする人が出てこないわけであります。実績から見てもやはりそういうことでありますので、延べ払い輸出の承認という問題と、それから保険の事故が起つたと認定して、そして保険金の支払いを開始するということ、並びに将来に向かって輸出保険を引き受けないということ

とは、それぞれ別の立場に立つて処理をいたしておる、かように御了解願いたいと思います。

○佐藤(観)委員　ですから、別ですから、輸出承認をしないというこのほうが先になると思うのですね。それからもう一つは、いまの御答弁であ

り納得しないのですが、政変が起こったからもうおれは知らぬぞと言われても、実はそういうことは歴史上幾らでもあるわけですね。今度のスハルト政権の場合にはスカルノ政権の債務を引き継ぐということで、いまこういう問題になっているわけですが、革命が起これば、前の政府がやった借金というものは知らないよと言われてもしょうがない。そういう事例というのは歴史上幾ら

でもあると思うのです。だから、そういうことから考えますと、輸出保険事故が十二月二十八日に最初に起こって、その時点でとめた。六五年の十二月に輸出承認をとめたという——輸出承認はいつとめたのですか。

○後藤政府委員 先ほどお答えいたしましたように、輸出承認をもうしないということは、とめたということじゃないに、現実問題としてそういうあぶない国に延べ払いで物を売ろうとする人がない、申請が出てこないわけでありました。したがっ

て、輸出保険の事故であると認定して、将来に向かつて輸出保険の引き受けをストップするという
こと、それから以前の輸出保険契約に基づいて保

険金の支払いを開始するということ、それからさ

らに延べ払い輸出の承認をする、しないという判断を下すことは、それぞれ別の立場に立っているわけであり、現実問題として、政変が起りましてから延べ払いの輸出というものは申請が出てこないわけであり、

○佐藤(観)委員 時間がございません。もう一点だけ輪銀の総裁にお伺いしたいのですが、四十二年六月九日から三回にわたってインドネシア中央銀行に対してリファイナンスされている額が、合計で二百一十一億七千万円ですね。それでこのスカルノ債権にかかる輸出保険、これは平均九割が出されているわけですが、その合計が九十三億九千万円であるということですね。そうすると、三回にわたってリファイナンスした額というのは、これはスカルノ債権に対するリファイナンスですね。そういうことになりましたと、この差はあまりにも大き過ぎるのじゃないかというふうには私は思うわけですが、これは私、何か勘違いがもしあれば、というところは、その延べ払いの輸出をして保険がおりなかったものもあるのじゃないかという気もするのですが、その辺の關係はどうなっているのでしょうか。

○後藤政府委員 ちよつと御質問の趣旨がよく私、了解できないのですが……

○佐藤(観)委員 じゃ、もう一度御質問申し上げます。つまり、輪銀が三回にわたって二百一十一億という額をインドネシアの中央銀行に出した。それだけ貸付たということは、インドネシアの中央銀行がそれだけ貸付たということですね。総裁、いいですね。インドネシアの中央銀行は、この延べ払いに關しては貸付があつて、ということですね。ですから、こちらからそれだけ補てんしなければならなかったということでしょう。それは、ここにいまとりあえず十社、日綿実業からあげてありますけれども、輪銀のほうとしても、この合計二百一十一億にのぼる額のおおのの契約の合計というものは輪銀のほうに回つてきているわけですね。輪銀のほうでは、こういうものがあるが戻らなかったということで、インドネ

シアの中央銀行にリファイナンスしまして、インドネシアの中央銀行がだめになる。先ほど藤田委員の御質問があつたように、結局最終的にはインドネシアの中央銀行のほうにパンクしてしまふという状況だと思つておられます。ですから、この輪銀のほうからインドネシアの中央銀行のほうに二百一十一億七千万円というものが三回にわたってリファイナンスされた。それから、このインドネシア債権に關しては九十三億九千万円というものが保険でおりているわけですね。この差というものは一体どういふ意味なのかというものが、どうも私はよくわからないので、それだけでも、そういうことで質問の趣旨がよくわかりませんでしようか。

○後藤政府委員 三回にわたつて輪銀からリファイナンスされたということと、それから輸出代金保険の対象というところになって、事故事由を認定して保険金を支払つたというものは直接には關係ございせん。輸出保険といつたしましては、事故が起つたとき認定したときに保険契約に基づいて保険金を支払つておる、こういうことではないかと存じます。

○佐藤(観)委員 どうもこの点に關して疑問が残るのでありますけれども、大蔵大臣が見えましてので、また機会があればもう一度御質問申し上げたいと思つております。

○毛利委員長 本案に關する質疑を暫時中断したいと思います。

○毛利委員長 この際、福田大蔵大臣より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田國務大臣 一昨日の当委員会が堀委員からキューバの問題につきまして御質疑がありまして、私並びに政府委員の答弁が多少誤つておりましたので、ここでおわびかたがた訂正いたしたいと存じます。政府委員から申し上げます。

○堀政府委員 前回の本委員会におきます堀先生の御質問の中で、IDAの加盟要件及びIDA

にキューバが加盟しているかどうかという点につきましての御質問がございました。ただいま大臣から御発言のございましたとおり、当方の答弁に若干誤りがありましたので、深くおわび申し上げます。

その訂正を申し上げたいと存じます。

まず、IDAの加盟要件として、国連に加盟している国に限る、及び加盟の決議には総務の三分の二が投票をいたします、総投票権者の四分の三の賛成が必要である、こういうふうにお答え申し上げたように記憶いたしておりますが、これは誤りでございまして、IDAの加盟国となりますためには、国連ではございせん、国連の専門機関である世銀の加盟国であればよい、こういうことが正確なお答えであつたわけでございます。それから、ここで世銀に加盟できずためにはさらにIMFの加盟国であることが必要でございますが、IMFはすべての国に加盟国となる資格を開放する、こういうたてまえでございます。したがつて、IMF、世銀ともにIDAの加盟国にございまして、国連の加盟は条件とはなつておりません。その点、前回の答弁が間違つておりましたので、おわび申し上げますとともに訂正をいたしたいと存じます。

それからまた、新規加盟の承認につきまして総務会の決議事項とされておりますが、そのための総務会の定足数は、総務の過半数及び総投票権者の三分の二の投票が必要、こういうふうになつております。さらに承認決議の成立のためには、この総務会におきまして投票数の過半数の賛成が得られる、こういうことになつております。

以上が、IDA加盟要件につきましての前回の答弁に關しまして訂正申し上げたいと存する点でございます。

次に、国連、IMF、世銀、IDAとキューバとの關係でございますが、補足して御説明を申し上げますと、キューバはIDAの発足当時、つまり一九六〇年ごろでございますが、IMF、世銀加盟国でございました。したがつて、IDA

Aには当初より加盟国になれる資格があつたわけでございますが、IDA加盟申請をいたしておりません。その後、一九六〇年の十一月にキューバは世銀を脱退いたしました。さらに一九六四年の四月にはIMFからも脱退をしております。したがつて、現状におきましては、キューバはIMF、世銀に再加盟いたさない限りIDAに加盟する資格を失つた形となつております。なお、キューバは国連には当初より加盟国でございまして、現在も加盟国でございまして。

○毛利委員長 ただいまの大蔵大臣の発言に關し、この際発言を許します。堀委員。

○堀委員 事實關係といひますか、論議をいたしますベースが著しく異なる条件になりましたので、ちよつとはかも合わせていまの問題についてお伺いをしておきたいわけでありませうけれども、いまのキューバの問題を私が例示いたしましたのは、要するにIDAなりそういうところが、一昨日申し上げたように、その国の体制のいかんによつて排除をされたりするようないことは望ましくないと。私たちの低開発国援助というものは、少なくとも人道的な見地に立つて、人類の貧困を少なくともこの地球上から取り除くために、先進国として当然の責務を果たすということに基づいておるわけでありまして、そういう意味では、資本主義国である、社会主義国であるという、そういう体制上の問題としてこれを取り扱わないということをやまず確認をしたい、こう考へては問題提起したわけでありまして。

そういう意味で、いろいろとそこらの複雑な入れかわりがありまして、いまのそういう新しく訂正をされた前提の上に立ちまして、かりにキューバでありまして、再度世銀なりIMFなりIDAに加盟をしたいというときには、特別のそういう差別等をしてないで取り扱うということかどうか。日本政府としての態度とあわせて、そういう一般論的な体制上の問題によつて低開発国に対する援助の問題を差別しないというのが相当だと考へますので、この二点についてもう一べん大蔵

大臣の御見解をお伺いします。

○福田国務大臣 IMFをはじめとする国際金融機構、これの加盟については、その国の政治形態がどうであるということによって差別をすべきではない、かように考えます。

○堀委員 そのこと、もう一つ低開発国援助に対する日本の考え方として、原則的には差別をすべきではないのじゃないかということですね。

○福田国務大臣 これは原則的にはそうだと思います。しかし実際問題とすると、国交のない国といるのがあるわけですね、そういうようなことではなかなかむずかしいこともありますが、考え方としては差別はいしたくない、かように考えます。

○堀委員 終わります。

○毛利委員長 この際、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに終了いたしましたので、これより討論に入るのでありますが、本案につきましても討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時三十九分休憩

午後三時六分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 いままでこの援助の問題につきましてお話を進んでまいりました。いままでお話を進めたように、これから日本の対外援助はだんだん大きくなる。七五年にはGNPの一割までいこうという、こういう国民にとってたいへんこれは重大な問題であります。ところが私は先日新聞を見ましてが、然としたわけでありまして、それは、わが国の対外援助額がだんだん大きくなっていく、国民の多くがほとんど実態を知らされない、密室状態の中で、理念のない援助がふえ続けているものだろうか、こういうような文句を見まして、実際の対外援助というものが一体国民に十分理解されておるのだろうか、内容はわかるんだらうかというのを考えてみると、実際援助がするわけでありまして、私はこの委員会で質問しようとする場合、大体十分な資料もわれわれには提示をされないものでありまして、政府自体、こういう重大な問題が、国会議員がめくら判を押すような形でやっていると、いかうか、十分これは国民に知られておると確信をしておるか、どうか、その問題からまずお伺いしたいと思います。

○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、援助につきましてはただいま先生御指摘のとおり、これからますます量的にも拡大をしてみたいけれども次第に大きなウェイトを占めてくる問題でございまして、それがほんとうに有効に、かつ国民の一般の御理解を得て、十分に効果のある、国内的にもまた国外から見ても遜色のないと思っております。問題のないような援助の体制をいまいりたい、こういうふうに思っております。

○阿部(助)委員 私のお伺いしておりますのは、この援助の内容が、密室状態の中でやられておるなどということでは困るのであって、特にこの問題は、あとでお伺いしますけれども、いろいろとこれからの国の進む命運にも関するかも知れない、こういう点でこれが国民に十分知られておるというふうに皆さんは確信を持っておられるのかどうか、こういうことです。

○稲村政府委員 われわれはいたしました、それぞれ援助につきまして、随時、御議論いただいております。関係する各省が多いわけでありまして、それぞれの関係におきまして、また対外的な問題といたしましては、外務省が中心となりまして、それぞれ国民に対するPRと申しますか、いろいろな白書その他によりましてその実情を明らかにいたしております。決して何か密室で援助が行なわれるというふうなことはないというふうに確信しております。ことに最近及びこれからの援助につきましては、世銀等を中心とした国際機関が中心となりまして、国際的に相談をしながらやっております。こういう傾向が次第に強くなってきておりますので、そういう意味におきまして、これからはますます、ほんとうに後進国に喜ばれ、かつ、いわゆる密室での援助ということではない援助で進みつつある、現在も進んでいる、そういうふうに信じております。

○阿部(助)委員 もしこの程度で国民によく知らせておるといっても、いまだに続いてきたこの場における議論を私拝聴しております。さっぱりわからない。われわれにはさっぱりわからないのです。いづこでどういって国民にあらたは知らせましたか。私は、この問題はあまり深く、時間とりたくないのですけれども、あなたが国民に十分知らせておるといふならば、いづこでどういって発表をして国民に知らせましたか。

○沢本政府委員 各国と借款取り引きをいたしました場合は、必ず政府は公表いたしております。それからたとえばバリの今回の繰り延べに關します合意ができました際には、各国の共同コミュニケというふうなことで合意内容の大体は全部発表されております。それからわれわれはいたしましては、御承知のように、毎年経済協力強調週間というものを一年の間に一週間程度開催いたしておりますが、その場合講演会を全国に持ち、かつ広報映画を作成してやるとか、それからまた外務省が借款協定を結びました際には、新聞発表を別個に同時に行なっておりますと同時に、詳しい内容につきましては通産省が経済協力白書を毎年発行しておられます。したがって、いまだ先生の御理解をいただくまでに浸透いたしてなかったことは残念でございますけれども、われわれは与えられたそれぞれの分野におきまして、できるだけ国民の支持を得べく、内容について発表を積極的に行なっており、広報活動を活発化することをおつくりでございます。

○後藤政府委員 ただいま外務省のほうからお答えがございましたが、先生仰せのとおり、確かに現在経済協力、低開発国援助という問題は、今後ともわが国の国民経済の中に非常に大きなウェイトをますます持つてまいることは事実でございます。同時にまた、わが国のGNPが相当進んでまいりまして、世界各國の中でも上位、二番目、三番目といわれる状態になってまいりました。ではございますが、国内経済の上におきましても、ただ経済のみならず、一般の社会資本の充実の面その他、国民生活に密着いたしております国内問題でもあまたの問題点を控えており、そちらのほうへのそういった経済的な成長、繁栄の結果

を向けていくということも必要であります。したがって、対外的な援助をすること、国内的な社会資本を充実し国民生活の向上に資するといふ点とは、両方これは車の両輪のごとく相まつていかなければならぬわけでございますので、したがって経済援助の問題につきましても、国民的同意、総合的な同意がなければ円滑に行なわれていかぬということとは全く仰せのとおりであることは存じます。

そこで、この経済協力というものにつきましての国民への浸透の問題でございますが、先ほど沢木局長からお答えいたしましたとおり、そのつど機会を利用して、国民全般に、経済協力が日本国自体の立場としても必要だということを浸透するようにいたしております。私ども、経済協力白書と俗稱いわれておりますが、正式には「経済協力の現状と問題点」というのを毎年一回ずつお手元に差し上げてあると存じますが、すでに過去十年にわたりました、毎年一回これを一般に公開して、経済協力のあらましを国民に知らせると同時に、経済協力強調週間あるいは経済協力強調月間、そういうものを通過しまして、できるだけ努力を続けてまいりましたつもりでございます。今後ともこういふ努力は、国民全般の理解と、その上に立つた、政府、民間、一体となつての対外的な経済援助を実施するために必要と存じますので、今後ともさらに御趣旨を体しまして努力を続けてまいりたい、かように考えております。

○阿部(勲)委員 この問題は、私は不満はありますけれども、あまり時間をとりますので次に移ります。

日本の援助はよくひもつきたというようないふがいはあるわけですが、その点はどうですか。

○稲村政府委員 ひもつきであるという意味でございますが、これはおそろく日本の援助が、援助資金を出します場合に、これを日本の産物なり日本からの技術、そういうものでなければ使えない、こういうふうになっているところの問

題であらうかと存じます。この点につきましては、確かに、従来の日本の援助の二つの機構のうち輸出入銀行にいたしまして、これは先ほどからいろいろ御議論がございましたとおり、元来日本の輸出を振興するという趣旨でできた機関でございます。それから経済協力基金にいたしまして、やはり商品につきましては日本の商品でなければいけないというふうになっております等の、そういう意味ではひもがついた体制になつておりますが、これにつきましては、ピアソン報告その他の国際的な要請もございまして、援助の効率化と申しますか、そういう点からいたしましてひもつきでない援助にすべきである、こういう国際的な世論もございまして、また日本といひましたも、今後はそういう方向にいくべきではないかというふうに感じておる次第でございます。昨年の九月東京で開かれたDACの上級会議におきまして、大体ほんの一部の国を除きまして、今後のDACの経済援助はひもつきをやめる、ひもつきでなくなるという原則にすべきである、こういう一般的な方針が定められて、その線に沿ひまして具体的にそれではどういふふうにするかという方向に持っていくかという点について、関係各省といたしましていろいろ検討いたしておる段階でございます。

○阿部(勲)委員 東南アジアの諸国、タイ国、インドネシア、マレーシアあるいはフィリピンやシンガポールというふうな、こういう国々から、日本はエコノミックアニマルだというふうな批判が強いようでございますが、なぜこういう批判を受けておるかということは、どういふふうに皆さん理解をされておるのですか。

○沢木政府委員 確かにそういう非難が出たことは事実でございますが、これにはいろいろな原因があるように思われます。まず第一は、結局、現地に行つておる人が経済関係の人が非常に多いといふこと、かつまた現地に進出した企業企業が相当といひますか、猛烈なエナジーで拡大していくというふうな、そういう商魂たくましい姿

を見まして、これがエコノミーのアニマルであるというふうな感じを先方が持つこと、それから日本の援助の中に教育関係あるいは社会厚生面の援助がいままで少なかったこと、それから日本の旅行者がやはり経済関係の人が多くて、文化関係、学者関係が少なかつたようなこと、こういういろいろな問題が重なりましてそういうおそれがございますが、その根底には日本の経済力に対する恐怖感あるいは日本の異常な発展に対する恐ろしい心理というものが一部に働いておると思います。あるいは借款あるいは貿易のアンバランス等に対する不満というふうなものが根強くその根底に横たわつておるわけで、一つの原因からだけこれはいわれておる問題でないというふうなわれわれ解釈いたしております。

○阿部(勲)委員 私も大体そうだと思うのでありますが、全体として非常にもうけ主義に徹してございまして、また先ほど大蔵省のお話ありましたように、輸出振興という形で、結局日本の企業がもうけ主義に走り過ぎておるといふところに一番大きな問題があると思つております。そういう点で、アメリカのニクソンのきよりのこの新聞を見ましても、日本の場合には過去のうに民間ベースの融資に重点を置くのではなく、日本が国際的かつ地域的援助の面で指導的役割を果たすものと期待しておるようなことで、どうも日本の援助というものは、いままで企業の輸出振興、もうけ主義というふうな形に重点があつて、もつと無償で、あるいは国自体でやるようにいふこと、ニクソンがかつてなことを言つておるに違ひないけれども、そういう指摘があつたといふことで、大体私はいまのお話のとおりだと思うのであります。

そこで、政府はこれから、輸出の振興型から海外の資源開発あるいは開発輸入という方向へ重点を指向するといふふうに聞いておるのであります。が、そのとおりですか。

○沢木政府委員 援助といふものは、その結果として輸出市場の確保に連なることもござい

し、輸入資源の確保に連なることもございまして、目的はあくまで相手国の経済の発展のために行なうものでございまして、結果としてそれが輸出振興になり、結果としてそれが輸入資源確保を容易にするために貢献するといふ効果はあるにいたしまして、それ自体を目標として援助を出すものではないという点についての認識は、関係各省とも一致しておるかと思ひます。

今後の問題につきましては、この委員会の当初の段階でもお答え申し上げましたとおり、日本の援助の中で政府開発援助をふやせといふのが国際的な要望でもございまして、そういう項目を重点的にふやすことについて、関係各省努力しておるところでございます。

○後藤政府委員 輸出振興並びに資源開発という点の御指摘がございましたので、私からもつけ加えてお答え申し上げます。経済協力という問題は起つてまいりましたのは約十年ほど前でございます。当時のわが国の経済といふものと、現在のこの大きくなりまして経済といふものを比較いたしてまいりますと、何しろ当時におきましては、現在もある意味においてはそうだと思いますが、日本の置かれておりました経済状態といふものは、やはり輸出を振興し、そしてその見返りとして輸入を行ない、そういう輸出入というものを旺盛にして国内の経済、ひいては国民生活の発展向上に資するといふ立場をとらざるを得なかつたわけであります。そこで、日本の経済協力といふものは輸出振興のためだけではないか、いわゆるもうけという、企業のそういう意欲といふものが先に立つて出てくるのではないか、こういうふうな非難が一部にあつたことは確かでございます。確かに経済協力といふものの中身が輸出振興といふものとあらはらなつて進んでまいつたことも事実でございます。しかしながら今日の段階におきまして、すでに日本も、どうしてもこの輸出振興だけをしゃにむに押し進めるといふ状態とは若干、国際情勢並びに日本の国自体の経済は異なつてまいつてき

ておると存じます。このDAC諸国におきま
る、DACの会議におきまする日本に対する援助
のあり方についての批判、並びにそれに伴いま
る世界的な世論の動きというものを勘案いたし
まして、今後日本といたしましては、民間ベ
ースよりもむしろ政府借款、政府贈与の面をふや
する。あるいはまた、できるだけ相手国の事情とい
うものをより尊重した、経済的な分野よりもむしろ
厚生、文化、その他広く一般の、援助受け入れ国
側の福祉に關係するような分野というものに、よ
り多く経済協力の重点を注いでまいることが必要
であると存するわけであります。

最近、日本の経済発展に伴いまして、わが国経
済としての資源の入手の必要性というものはま
す増大してまいりました。これがまたかつて
の、経済協力は輸出振興の見地からのみ行なわれ
ておるのではないかと、いろいろな非難と同じよう
に、日本の経済協力は日本の経済自体の資源開
発のためだけで、発展途上国にある資源を持つて
いるためにやるというような見地から見られないよ
うに、この問題についても処理をいたしていかな
ければいけない。具体的に申し上げますならば、
そこにある鉄鉱石、原料炭あるいは非鉄金属鉱石、
あるいは石油あるいはボーキサイト、そういった
日本経済に必須な資源をただそのままと持てく
るということではなしに、それを開発し、ある程度
現地でその加工段階を進めて、発展途上国自体
にも経済的な立ち上がりチャンスを与える、雇
用の機会を与える、そういった形で、わが国と併
存而立っているような形で相互の相提携した
資源の確保の方式をとっていくことが、経済協力
の見地から申しまして、それからまたわが国自
体の、国際的な環境の中でいたすに非難を受け
ないという立場から申しまして重要である、か
ように考えておる次第でございます。

○阿部(助)委員 新聞ではアニマル的な援助とい
うけれども、皆さんたいへんりっぱな理念をお持ち
ちなようでありまして、それならば、インドネシ
アへ賠償以外で政府援助は幾らいつて、いわゆる

商社を通じての投資というか、そういうものと
比率はどんなふうになっておりますか。

○稲村政府委員 ただいまちょっと数字を申し上げ
ますと、賠償以外の円借款と申しますか、六六
年以降にインドネシアに、最初はバイラテラル
でございまして、その後マルチラテラル信用を
中心といたしまして新規援助グループと申しま
すか、その話し合いに基づきまして最近では新規援
助を与えているわけでございまして、それ全体を
通じまして新規援助債権の性質を申しますと、こ
れは約束額ではなくて現実に与えたものでござ
いまして、六六年度の円借款が二千六百九十万
六七年が四千九百九十万ドル、六八年が七千三百
九十万ドル、六九年が六千四百八十万ドル、七
〇年が三千四百五十万ドルでございまして、合計
いたしますと二億五千万ドルくらいになります。
民間ベースと申しますと、先ほどから御議論に
なっておりますとおり、これはいづれも延べ払い
がファイナンスの段階になっておりますので、
新しい意味の民間ベースの延べ払いというのは、
そういう意味の援助というものはほとんどないとい
うふうに最近ではなっております。

○阿部(助)委員 私はいま数字をちょっとどこか
へわからなくしたのですが、全体、東南アジアに
対する援助では、どうもやっぱり政府ベースのも
のはどっちかといえは日本は比率が低いとい
うふうに私はどこかで記憶しておるわけでありま
す。日本の対外援助というかそういうものは、初
めは御承知のように賠償で出たものと私思ひの
す。しかし何と云っても、あまり他国の批判を強
めることは得策でないということなんでしよう。
そこで、どっちかといえは輸出でいって、資源
開発ということとはときには帝国主義的な進出とい
う批判を受けるのではないかと、日本
ではどっちかといえは遠慮をきたしたと思うので
す。ところが、いよいよ今度は、一昨日の藤井委
員の質問にもありましたように、大蔵大臣もこの
委員会の当初に、資源問題の重要性というものを
非常に強調されたわけであります。いま皆さんの

計画しておる予測でまいりまして、大体五十年
には石油の九〇%以上を輸入にたよるを得な
い。鉄鉱石もまた九〇%、アルミ、ニッケルに
至っては一〇〇%も輸入に依存せざるを得ない。
そこで今度は資源開発という形に重点を置く。最
終的にどうのこうのと言いますけれども、私はほ
んと今にいますまでの援助が向こうの人民に——日
本の国民も納得し、向こうの人民のほんとうの要
求にぴたり合つておったかといふと、私はあと
でこれは質問いたしますけれども、必ずしもそう
いふことにはなっていないのじゃないかといふこ
とを感じざるを得ないのであります。そういう
形で資源援助のほうにこれから重点が入るとい
うことになったのではないですか。

○後藤政府委員 先ほどもお答えいたしました
とおり、資源確保は、先生御指摘のとおり、日
本の経済のためには非常に必要なことであり
ます。また発展途上国側からいたしまして、
現在の経済発展の段階から一段上へとテークオフ
していくということのためにこれは必要でありま
すので、日本の立場から申すならば、日本経済の
発展、成長のためにそういう資源を手に入れた
いかなければなりませんし、発展途上国側として
も、その天賦の資源を開発し利用することによ
って経済発展というものを遂げなければならな
いので、一方側のみの利益ということではなしに、
両国がそれぞれの立場においてひとしくその恩恵
を受けるようなぐあいに問題を進めてまいること
が必要であると存じます。

○阿部(助)委員 この問題はまたあとでお伺いし
ますが、今度はインドネシアに対して九千三百七
十万ドル、これを三十年間無利子で貸しておくわ
けであります。この佐藤内閣以来、ことしに
なつて、物価の上昇率は平均して大体六%だと思
うのです。来年は五・五%と、こう言うけれど
も、五・五%にとどまるという見込みは、佐藤企
画庁長官じゃないけれども自信がない、こういう
ことになつてくる。そうすると、平均大体六%で
貨幣価値の減価を見た場合、三十年後に日本の円

換算で、私どものおおむね計算をしておりますが、
九千三百七十万ドルというのは日本のいまの円で
換算して幾らで、そして六%ずつ減価をしてい
たら三十年後には大体幾らになるのです。これは
輸出入銀行総裁いかがです。銀行さんが一番か
た考えておるでしょうから……。

○奥村説明員 総額は二百一十一億でございま
すが、あるいは利息を加えますと三百三十七億四
でございまして、いまの金利計算の件は、ちょっと
そろばんを置いてみないとわかりませんので、い
ますぐ返答はむずかしいかろうと思ひます。

○阿部(助)委員 これは普通銀行であります、
たいへんこれは真剣なんです。金利がどうだと
か、金利が〇・一%上がったとか下がったとかと
いふことは、これはたいへん真剣に考えておるの
ですよ。皆さんのところは、まことに大きな金を
勇敢に使つておられるので、こういうことはあ
まり計算されないのですか。損しても得してもいい
ということですか。

○奥村説明員 お説のとおり、非常にばく大な金
でございまして、その金の値打ちについては、私
どもはよく認識しているつもりでございます。
計算については、いまこの場で仰せになりました
ことは、別途その問題はお答えをいたしたいと
思ひます。

○阿部(助)委員 いま堀先生が計算してくださる
そうですが、これが三十年たつとすると大体一割
ちょっとに減価してしまふのです。おそろく、
いま結論出でしやうけれども、三百三十七億と
いうのは四十億前後に減価をする。私は大体目算
を立てておるわけでありますが、それだけ小さく
なつてしまふ。それだけ損をする。そうすると、
これがどうなんですか、一体だれが損をしてだれ
がもうかるのです。いろいろと先ほど来、保険で
あるとか輸出入銀行であるとか、インドネシアの
中央銀行だとか、いろいろ話があるけれども、一
体一番端的に——先ほど藤田委員から、だれが一
体こういふばかばかしいことをやつた、責任はど
うだと、こう追及されたけれども、だれが一体一

番これは損をして、だれが一番もうけるのです。
○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、今回の措置、これを端的に申しますと、インドネシアがいまスカルノ時代の債務をこの前御答弁申し上げたとおり、ほぼ二十一億ドル世界全体に対して持っております。これがこのままでは、インドネシアにとりまして外貨負担になる。これをアプス提案によりまして繰り延べをいたしますと、これが毎年七千万ドル程度の負担で済む。大体毎年一億ドル程度インドネシアの負担を軽くする、こういう効果でございます。したがっていま申し上げれば、当然これはインドネシアの経済がそれだけ負担が少なくなりまして、それだけインドネシアの復興が早く行なわれる、こういう意味でインドネシアのためのものであるというふうに申せるかと思ひます。

それから損するのはだれかという御質問でございますが、これは損するというのが適當かどうかはわかりませんが、これは確かに輸銀が三十年間無利子でということ繰り延べをいたすわけでございますが、これは御案内のとおり、輸銀自体に負担をかぶせるということは適當でございませんで、一般會計から毎年予算に定められるところによりまして必要な資金を無利子で貸し付ける、こういう仕組みにいたしております。これはあとでインドネシアがだんだん返してまいるにつれて、やはり国のほうの回収もございしますから、それに基きまして一般會計も輸銀から返済を受ける、こういう仕組みでございます。

○阿部(助)委員 そうくどくどおっしゃらなくたって、結局結論は日本の納税者、国民が損をする、こういうことですね。インドネシアは払うにしても一割ちょっとしか払わなくなるのだから得をした。そしてその間に商売をする商社は、そうすると全く安心して、どぶの中へでもぶち込むような形で商売ができるという仕組みになっておるといふことですね。延べ払いのときにはまず

輸銀さんが融資をしてくれる。それでだめになれば保険から払ってくれる。心配なしに、政府がどうなるかと、どんな腐敗政権であろうと、どんな危険なところであろうと、商社は一割——一割は大体商社のもうけの一部ですね。そうすると、うまくいけばまるまるもうけがつかれる。まかり間違つても、もうけをちょっと吐き出せば済む。そういうことで商社のほうは全く安心して出せる。そのしりぬぐいは国民が、納税者がやる、端的に言うところいうことですね。

○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、今回の措置は、午前中の論議からもあれいたしましたとおり、商社といたしましては輸出保険によりまして、今回の措置とは関係なしに損失のてん補を受けているわけでありまして。今回の輸銀のリファイナンスは、輸銀がいわばインドネシアの中央銀行に対して貸すわけでございます。したがって、このリファイナンスがなくなると商社は保険のほうからすでにてん補を受けていた、また受けるはずになっていましてございします。したがっていまして、今回の措置はその意味では商社をもうけさせるとか、商社を援助するといふものは全くないわけでございます。ただ、確かに今回の措置によりましてインドネシアの復興が順調に今後まいりまして、日本とインドネシアの貿易がどんどん広がっていくということになれば、間接的に経済的な便益を受けるということは當然であろうかと思ひます。

○阿部(助)委員 私があなたに質問した私の意見は間違ひですか。大体人民をだますときはぐちゃぐちゃ言うて、ぐちゃぐちゃ言うて、それでわかりにくくしてごまかすのが大体手なんです。私に説明するのではありませんに、国民にわかるように、端的に明快に言ってもらいたい。私は、簡単に申し上げれば、商社がもうけようとしてやったしりぬぐいを納税者、国民が負担することになるのじゃないか、こう言ったのですが、間違ひであれば簡単明瞭にひとつ反論をしていただきたいのです。
○後藤政府委員 ただいま輸出保険というお話

が……(阿部(助)委員「いや、私は保険であらうと、みなひっくり返して言っているのです。保険だとか銀行だとか言っていないのだ」と呼ぶ)今般のリファイナンスの措置はインドネシアの国立銀行に対するものでございします。その意味におきまして、輸銀とインドネシア国立銀行との間の融資ということになってくるわけでございます。それに関連いたしまして、商社というものは、先ほど来先生御指摘のように、すでに延べ払い輸出を行なう際に輸出保険契約というものを結びまして、事故が起きましたときにその保険金をもらうというところで、この分についてはすでにほとんどその大部分はケリをつけているわけでございます。輸出保険特別會計というものは全額国の出資でございまして、またさらに金融機関としての輸出入銀行というものはやはり国がその全部を負つておるといふ面から申しますならば、このリファイナンスというものが行なわれて、そして輸出保険特別會計の保険金を支払った穴が埋められてくると、あるいはまた輸銀に対する一般會計からの繰り入れが行なわれるという点では、これはやはり一般の国民の負担ということにつなげてまいるのでございしますが、今回のこの措置というものは、リファイナンス措置といふものと、この件に限つて、商社がリファイナンスによつて直接利益を得るといふことはつながつてまいらないと存じます。輸出保険特別會計というもののあり方、さらにまた、これは私からお答え申し上げるのが適當でないかも知れませんが、輸出入銀行のあり方というものの、機構それ自体が輸出を伸ばすというこのためにあることは事実でございします。

○阿部(助)委員 一つの流れをごく部分的に取つてみれば何らふしきもない。しかし全体の流れとして、結論としてお伺いをしておるのであつて、輸出入銀行がどうしたから違法だとか違法でないとか、あるいは保険を払うののいいとか悪いとか言っているのではなしに、全体としていままでの質疑応答を聞いておきますと、結局は国民の負担

においてしりぬぐいをするということだけは間違ひないじゃないですか。その点をあなたは否定されるわけですか。

○中川政府委員 聞いておりました、そういう心配を持たれるのは無理もありませんが、簡単に言いますと、延べ払いで商社が品物を売ると、そのときに輸出保険というのがある。輸出保険というものがあつて、商社が損を受けておるといふことですから、商社が損をしなくてもいいようになつておると言われればそのとおり。危険な外国に出すことですから、保険でもって保護してやろう、若干の掛け金をもらつて、ほかの普通の保険のように危険な場合には損をしないように保護してやると言われれば、そのとおりでございます。

○阿部(助)委員 いま次官がおっしゃったように、その一般會計から出さなければいかにぬというのはいささか不自然な感じがする。商社はそれだから相手の国が不安定であらうとか、あるいはほんとうに相手の人民にただぐれてやるならぬと考えていい。ところがそういふものはあまり考へていない。商社は大体においてもうかれはいいのです。だから皆さんのほうから派々出された一部の資料を見ましても、農機具を持っていってたら倉庫で腐つていたとかいふような例、私はぐちゃぐちゃあげませんけれども、そういうものが出てくるのです。ほんとうに向こうの国情を考へ、民度を考へ、そして親切な援助ではなしに、むしろ日本側の商社はそれを売つてもうければいいのです。商社はそんなにうらやまを考へていませんよ。そしてその危険負担は保険でやつてもうということなんですよ。延べ払いのときには金融は輸出入銀行でおやりになる。私は別の機会に譲りますけれども、この輸出入関係の商社の場合には二重あるいは三重に融資を受けておるといふことすら行なわれておる。これはアメリカの連邦準備銀行から注意を受けたことすらあるのです。私はこの問題は別の機会に譲りますけれども、それほど商社、企業は保護されておる。そし

てそのしりぬぐいを納税者、日本の国民がやるということだと思ふのですが、これを否定されるならばもう少し私は論議をいたしますけれども、局長はこれを否定されますか。

○後藤政府委員 メーカにしましては商社にしまして、企業活動はその企業活動に相応する利潤を得るために本来的に動いておるものでございす。したがしまして、単にインドネシアに對するだけではなしに、あらゆる国に向けて、メーカが物を生産し商社が物を輸出する場合には、そういった利潤というものを商社、メーカとして追求する企業活動、資本の論理というものでございす。これは事実でございす。

○阿部(助)委員 どうも問題をさらされますと、これは何時間かかるかわからなくなつてしまふのです。私の申し上げたことを否定されますかと私は聞いているのです。あなたたちとも私の質問に答えていない。

○後藤政府委員 インドネシアの場合につきましては、商社としては事故が起きましたときに保険金をもらつておりますので、したがつてその分については商社は、これは補てん率は九〇%でございす。一〇%の負担をすることによつて、その事故が起つた場合にその補てんは受けておるわけでございす。

○阿部(助)委員 そんなことを聞いているのじゃないのです。保険が九〇%払うぐらいのことは皆さんから説明を受けてとうに承知しておるのです。答えてくれないのだからと思ひますが、答えてくれないなら答えてくれないでいいんです。

それならば私も少し聞きますが、あのスカルノ政策が起る前ごろから、また皆さんが保険をストップする時点以前にも、これは非常に不安定なところだということ、皆さんも商社も御存じだと思ふのです。私の友人があの三カ月ほど前に行ったときに、すでにスカルノはおそらく一、二カ月のうちに没落するだろうということを、単なる旅行者である私の友人すら話しておつた。案の

定起きた。それぐらいのことが皆さんのほうでも、また商社自体もわからないはずがない。いままで輸出入銀行總裁やなんかに責任追及のような形で質問が続いたのもそれでしよう。だけれども商社のほうでは、これだけ保護されておるから安心して、とにかく品物を出しておつたじゃないですか。プラントになれば輸出入銀行が融資してくれる、万が一しくじつたときには、とれなくなつたときには保険で九割とれるということ、安心して輸出しておつたのでしよう。そしていま穴があいたといつたら、今度は国民の金で補てんをするということなんで、最後は日本の納税者の負担において結局は日本の商社をカバーしておるといふことだけは間違いないのじゃないですか。これは間違いないです。

○後藤政府委員 究極においては先生のおっしゃるようになります。

○阿部(助)委員 こんなことばかり聞いておると先へ進まない。

このように、一見非常にわかりにくい仕組みがありますけれども、結局はいま局長のお話の通りに、国民の税金で負担をさせられるわけでありすが、皆さんはこういうことがまた起きないやうに、こういう調査を十分おやりになつておるのだらうか。また援助をした場合の追跡調査は十分におやりになるのが当然だと思ひますが、どんな手段でそれがどういふものの調査をしておられるのですか。

○沢木政府委員 経済協力の効果の調査につきましては、昭和四十三年より外務省に予算がついておりまして、それに基づきまして四十三年度以降、個別に経済協力効果の調査をいたしております。調査団の報告は公開いたしております。

○阿部(助)委員 どんな調査団を出されたか。何本出されましたか。

○沢木政府委員 調査団員名簿をただいま持参いたしております。

○阿部(助)委員 キャップでいいですよ。

○沢木政府委員 昭和四十三年度予算で実施いた

しましたのがインドネシア、団長は元公正取引委員会におられました北島さんでございす。韓国の場合は原覚天氏という学者でございす。四十四年度に調査いたしましたのがパキスタン、これは慶應の山本教授、台湾は高島元経済企画庁次官、インドは川野重任氏という学者の方でございす。四十五年度、タイは熊谷元通産次官でございす。調査団長は民間の方から採りまして、それに関係各省並びに輸銀もしくは基金のメンバーがそれを補助するという形をとつております。

○阿部(助)委員 幾つかの調査団の報告は、非常に走り走りでありすけれども説きましていただきました。しかし、皆さんに失礼なんだけれども、こういうものを、こういう法案や何かのかかるときには早く、説明においでになるときにまとめて持つてきていただけませんか。一つ要求すると私のところに一つくらい持つてくる。パキスタンのじゃない、インドネシアと言ふのはインドネシアを持つてくる。こういうのがあつたじゃないかと

言ふと、またそれを二日もたつて持つてくるというところで、質問する前の日ぐらひにこんなのを一ぱい持つてこられたつて、なかなかこつちも読むひまがないのですから、国会議員にめくろ判を押せというのなら別ですけれども、ほんとに国民のためにお互いに審議をしようじゃないか、こういう姿勢をとるならば、もう少し皆さんのほうも親切に、ひとつ資料だけは十分に御提出をお願いしたい。ことに、このいま論議されております対外援助といふのは国内とは違ふのです。会計検査院が検査をするわけでもないのしょう。そしてわれわれもまたその外国へ行つて調べるといふこともできない。先ほど皆さんも認められるやうに、これからはますます大きな金がいふ。しかもそれが場合によつてはいろいろな国際問題、トラブルといふことも考えられないではない。これだけ重大な問題を論議するには、われわれに与えられる資料といふものはあまりにもお粗末過ぎるということなんです。これは私はいつも大臣にも要請するのでありますが、次官からもひとつ、資料の提出だ

けは最大限度出してもらいたい。大蔵省や通産省のどういふ項目の資料があるかなんというところはわれわれにはわからぬのです。そうすれば、こういう関係の資料を一々正確な名前をあげて、こういう書類があるだろう、こう言ふと持つてくるというやうな、何かわれわれには秘密主義のやうな印象を与える資料の提出方法はやめにして、国会で十分に審議をしてもらうというたてまえでひとつ出していただくやうに、私、次官にこれはもう強く要求をしたいと思つてゐるのですが、いかがです。

○中川政府委員 審議は大いにすべきでありすし、また事前に十分資料を提出しておく、基本的にもう大賛成であります。ただし、どういふ資料が御必要なのか、たくさん量を出したけれども御希望にかなわなかつたという場合もあらうかと存じますので、委員の先生方におかれても遠慮なく、この資料は出せといふことを事前に言つていただきますならば、出せない秘密的なものは大体ないやうでありますから、十分出したと思ひますので、その点も御協力いただきまして、法案は数日前に出るわけですから、この資料、あの資料といふことをひとつ的確に御指示いただいて、お互いに不勉強というか、理解の疎通が欠けて必要以上にここで時間をとることのないやうに、われわれもつとめていたしますので、委員の皆さんにおかれてもそのやうにしたいだけと非常にありがたいと存じます。

○阿部(助)委員 ぜひさうお願いしたいのであります。ところで、午前中に藤田委員からいろいろと政治献金の問題——この対外援助というやうな問題での不明朗な話はいわゆるいろいろと聞くわけなんです。しかしわれわれにも警察権があるわけではなし、的確ではありせん。まあ、国の名前はあえてあげませんけれども、貿易商社の連中から聞けば、プラントを輸出すればどうしても二〇%ぐらいはその国に政治献金をせなさいかぬので、二〇%ぐらいかさ上げをして額を増しをす

るんだというよりなことをよく聞くわけでありま
す。そうすると、こういうものをチェックする手
というものはどこにあるんですか。

○沢木政府委員 借款に基づきます輸出契約につ
いては、輸出入銀行あるいは通産省その他で契約
の審査というものがござります。それから賠償に
基づく契約につきましても契約の審査がございま
す。しかしこれは契約のダンピングを防止するた
めの価格審査が主体になっておりまして、適正な
契約価格は幾らであるかというところはバイヤーと
セラーとの間で定められるべき問題であります
で、一見して非常に高いという場合はこれは問題
になります。そうでない場合は、こちらで検査
庁でございまして、それを実証する証拠がな
ければやむを得ないという結果になるわけでは
ありません。

○阿部(助)委員 そうしますと、特に安くダン
ピングだという場合にはチェックをするが、高いの
はあまりしないということですか。そうします
と、それを輸出入銀行では単価や何かを調べたこ
とがあるのですか。

○奥村説明員 輸出入銀行は、日本の法人に対す
る融資というものは法律上いろいろの要件
件がありますので、法律要件についての審査はい
たしてあります。さつき外務省からお話がありま
したように、単価について適正であるかどうか、
これがどの程度高いか、どの程度安いかわい
とは、これは銀行の性格から、チェックをし正
を求めるといふことはなかなかむずかしいわけ
であります。要らない金について資金を供与する
ということについては、これは私どものほうとし
ても問題があるということで考えておりますが、お
のずから審査の対象範囲というものは限定され
ております。

○阿部(助)委員 今度インドネシアにこれだけ三
十年も借款で延びすわけですが、政府は日
本の足元も少し見てもいいのであります。私
のところは二年続きの水害で作を二年流した、家
を二年流されたというよりな苦しい経験をしてお

る。そして政府のほうは自作農維持資金を貸すとい
うことは、年限十五年で返還できるものを七年で
やれなんていう県の指導があるものですか。――
県のほうは上の指導だ、こういっておるのです
が、そうしますとたいへん負担が重い。しかも償
還の期限は昨年から来ておる。そこへ政府は、作
付転換だ、やれ二年続きの米価の据え置きだとい
う政策を加えてきておる。災害というものは、災
害直後は災害復旧でかきまわらなければならないの
です。ところが災害が終わってしまつて、この農民
は働く場所がなくなる。たまたま働けば、今度は小
さい土建会社がつぶれて二カ月も三カ月も賃金不
払いということがしょっちゅう起きておる。
まさに踏んだりけつたりなんです。そういうもの
も、せめて自創資金は十五年で償還するのなら十五
年でやるとか、三年か五年先へ送つてくれるとい
うくらいのこと、私は大蔵省は少しは考えても
いいんじゃないか。そういうものの足元も見ない
で、外国のほうへだけは三十年間無利息だ。山一
証券じゃ無利息無担保で無期限だなんていう、わ
れわれのほうのことばでいえば、これはある時払
いの催促なし、そういうことをおやりになる。私た
ち、これはひがんでおるわけじゃありませんよ。
いまのこの問題を見ても、あまりにも大企業、大
商社に対する優遇が過ぎておつて、そしてほとん
どに汗水流して働いておるほうの人たちに対して
はまことにきびし過ぎるということを現実に感ず
るわけでありまして、そういう点での配慮も少し
は考えたらいかがでしょうか。

○中川政府委員 阿部委員の選挙区の新潟県の農
家の皆さん方が二年にわたつて災害を受けられて
非常に困りになっておられる、まことにお気の
毒であり、しかも償還期限が来ておる。一カ米価の
据え置きあるいは作付の休耕というよりなこと
お苦しみの方は重々わかります。実はその制度で
ありますが、そういう災害を受けられた方々に
自作農創設維持資金ということで、金利五分、据
え置き期間三年以内で、二十年以内の償還期限、
かなり長期低利の制度があるわけではございま
す。が、聞きますと十五年くらいにできないものか
という御指摘がありました。これは制度としては
十分できることと相なつておるわけではございま
す。貸し付けのことについては、御承知かと思
いますが、もし貸し付けを受けた方が災害その他特
別の事故によりまして予定どおりの元金につい
ての支払いが困難となつた場合には、公庫の業務
方法書において貸し付け条件の変更をすることが
できることになっております。したがつて、実情
に即して適切な処置を行なうたてまつてお
ります。この権限は実は支店長にゆだねられてお
ります。この資金の貸し付けの窓口となつてい
る受託金融機関であります信濃連への借り入れ者
の申し入れにより、信濃連が公庫の支店へ進達
し、支店長がその実情を認めたときには貸し付け
条件の変更ができるという制度になっております
ので、阿部委員の御指摘のこともあります。お
そらくお申し出をいただくならば御期待にこた
えられるのではないかと。ちなみにいまどうい
う条件になつておるかという、五年以下のものが全
て二百八十八件、五年ないし十年というのが六千
七百八十八件、十年ないし十五年というのが七千六
百六十三件、十五年から二十年、期限一ぱい借
ておられるのが六千五百五十二件、このように現
に二十年一ぱい一ぱいの人もかなりあるわけ
でございますので、実情に即してその点は処理で
きものと存じますし、私のほうでもそのほうにつ
いては農林省あるいは関係機関に働きかけて、御
要望にこたえられるようにいたしたいものと存じ
ております。

○阿部(助)委員 ぜひそう願いたいのではあり
ます。先ほどちょっと触れたのでありますが、これ
らは資源開発に重点を置く、あるいはまた開発輸
入に重点を置くという報道がなされておる、先般
のここの藤井委員の御質問、また大臣のここの
のお話を聞いても、私はそうだと思うのであり
ますが、資源開発という場合には非常にこれはま
た問題をばらみやすい問題であると思つたのであ
ります。ときには帝国主義だといわれる、そういう
うな問題を持つておると思つたのですが、こういう
ことを指向する場合のこれからの援助のあり方、
そういうものについて皆さんのこれからの方針と
いうものをお聞かせ願いたいと思つたのであり
ます。

○後藤政府委員 資源開発につきましては、主
としてこういった発展途上国への進出企業単独とし
ては発展途上国側との合併企業という形で資源開
発を行なう事例が多いわけでありまして、その際
に、当然企業側として考えなければならぬこと
は、現地の産業の育成、つまりたとえ鉄鉱石あ
るいは銅鉱石等にしましても、これを開発するこ
とによつてその土地にその開発という産業が興
る。あるいはさらにそれが製錬段階にいきま
すならば、そういう製錬業というものが興るとい
うことで、産業を振興し、ひいてはその地域の住
民に雇用の機会を与える。それからまた地域全般
の発展開発に資するといふような点、さらにまた、
ある一部、きわめてまれでございまして、すでに
そういう事例が起つておるが、たとえ非常に
に広く、人口が少ないうち発展途上国におきま
しても、公害問題等にも十分留意をし、さらにまた日
本からの企業が出ていって、そしてその地に経済
的な力を加えたり、あるいは日本経済というもの
の、言うならば経済的な侵略といったような感
じを受けさせないよう、住民感情というものを十
分に考慮をいたし、そしてその開発の結果が、日
本の国、また受け入れる国、両方にとっていいよ
うな心がまえといふものが必要である、かように
考えております。

○阿部(助)委員 いろいろお話のありました最後
のおここのように、援助というものは、先般委員
員がここのお述べになつたように、民生の安定、そ
して文化水準の引き上げということ、できること
ならば無償で援助するといふことが私は理想だ
と思つたのです。そして資源開発と援助とをから
ませるというやり方にはやはり多くの疑問を私は持
つておるわけで、資源開発は資源開発で、いま
お話しになつたように合併であるとかいろいろな

点はありませんけれども、それはそれにして、援助とからませるといふことだけはできるだけ避けるという方向でこれから臨まれるのが正しいのじゃないかという観点でお伺いしておるのであります。いかがですか。

○後藤政府委員 理想としては無償の援助、経済的なことはこれらの輸出振興とかあるいは資源確保、そういうような目から見られないような無償の援助、贈与という形が一番望ましいことは先生仰せのとおりであると存じます。それで資源開発の問題でございますが、これはやはり両面性を持っておりまして、資源開発のために日本の企業が単独もしくはその地の企業と一緒にやってそこでやるということ、これは厳密にいうと経済協力ではない。経済協力はそういう方方は望ましくないという見地もやはり出てくると思います。しかし、発展途上国側におきましてはそういったやり方で、むしろ援助よりも貿易、援助よりも資源開発、みずからの力が一〇〇%いかぬまでも、五〇%、三〇%加わった形での経済発展がしたいというのが発展途上国側の希望でございますので、そういった両面の意味が出てまいるわけで、現実の事態において経済協力というものと資源開発というものとを区別しにくい状態である。しかし、理想といたしましては、先生のおっしゃるとおり、これは全然リターンなしの無償の援助というものが望ましいことは確かでございます。

○阿部(助)委員 私が先ほどからの問題をよく申し上げたのは、経済進出というか、こういう形で資源開発という形と援助とがからんでいく、こういう経済進出がえてして戦争につながってきたというの人類の歴史の示すところなんです。だから私は、ほんとうに相手国の援助ならば援助——なかなかこれは二つすっきりと分けることがむずかしいという現実もわかりますけれども、そういう点を考えないで、これは名前には単に援助であるけれども、これがやがて戦争か平和かという問題に発展をしないという保証は何もな

い。そういう点を考えれば、ほんとうに向こうの人たちの自力更生をするための援助に重点を置き、資源開発は資源開発で、またできるだけそれを混同しないように努力をしていかないと、やはりまた日本は帝国主義といわれ、そして戦争への道を進まないという保証がないだけに、私はこれからの対外援助には特にこれに注意してもらいたい。と同時に、先ほど冒頭に申し上げましたように、皆さんいろいろな国民に知らせる手を打っていると言いますが、これは横浜大学の長洲さんの書いた文章であります。こういう学者ですら、国民に密室状態の中で行なわれているんじゃないかという感じを持たせるとお述べになっている。私も今度のこの委員会質問の過程にあたって、また全く同じような感じを受けたということ

は間違いないところなんです。そうすると、一般の国民はさらにそういうことになるのではないかとこのことを考えると、これをできるだけ、特に外国でありまして、先ほど言ったように会計検査院の検査もないということでありまして、これは密室状態を開放するという努力をさらにしていただきたいということを強くお願いをしておきます。

それで最後に私お伺いしたいのは、外務大臣のたしか一月二十二日の外交演説だったと思いますが、インドシナ地域の民生の安定と経済発展のため、できるだけの援助を行なう、こうおっしゃっておると思うのであります。要するにこれは南ベトナムに援助の手を差し伸べる、こういうことだろうと思うのですが、どういふふうな援助をされるわけですか。

○沢木政府委員 外務大臣がお述べになりました趣旨は、インドシナ地域の住民の民生の安定と向上のために、情勢が許す限りできるだけの援助を行なうという政府の一般方針について御説明があったものと承知いたしております。具体的に、従来どおり人道上の援助を行ないますとともに、情勢の安定した地域に対しては、民生安定のために経済開発に資する援助を行なうことと

したいというのが、外務大臣の言明の趣旨であらうかと拝察いたしております。

○阿部(助)委員 インドシナで情勢の安定した地域というのはどこにあるのです。

○沢木政府委員 インドシナの情勢につきまして、はすでに新聞で御承知のとおりでございますが、あらゆるところで現在戦闘が行なわれておるわけではございません。したがって、比較的再度破壊されることの少ない地域で住民が困っておるというふうなものについて、やる余地があればプロジェクトごと、そういうものがあればやっというところという趣旨でございます。

○阿部(助)委員 インドシナ全域、一寸の土地もたまた落ちておるわけじゃないことは私も想像いたしております。しかし、いまあれだけの戦乱の中にあって、あれが情勢が安定しておるといふうに外務省は理解をされるのですか。

○沢木政府委員 情勢の安定しておるといふことは解釈の問題になります。いろいろあらうかと存じますが、たとえば先般サイゴンにディーゼル発電機を借款で出したわけでございますが、これはサイゴンの市街が難民の流入によりまして電力が非常に足りなくなっておる。それに対してディーゼル発電機を供与いたしました。病院の手術室も電気がなくて手術ができないというやうな情勢でありましたので、これは民生の安定のために資するということを考えまして、そういう式の援助を与えたわけでございます。

○阿部(助)委員 どうもいろいろと今日までのわが党の質問の中で、ことばで表現をしないかも知れぬけれども、いろいろな多くの不満は、今日までの日本の援助というものが、二つに分かれておる。一方を援助してみたり、反共国家群にだけ重点的に援助がされておる。しかもその援助のあり方は、先ほど私も申し上げたように、どっちかという日本の輸出の振興というところ、ウエートを置きながらやっておるというあたりに、基本的な不満がいろいろな形で表現されておると私は感じておるのであります。いまサイゴンの町

の中がどうだこうだと人道的なことをおっしゃるけれども、ほんとうに外務省は、日本の政府は、人道的な立場に立つならばまだやることは幾らでもあるのじゃないですか。サイゴンの病院がどうだこうだといううらやましいことをおっしゃるならば、日本の政府のやるべきことは、世界の平和のために、人類が戦争からのがれるために打つべき手はまだあるのじゃないのですか。それをいま戦乱の、しかも二分されておる片一方の政府に対して援助をやる。それならばナイチンゲールのように、北へも南へも医療団でも派遣をしてやるほうが私はよっぽど筋が通つておると思う。それを皆さんは何かりつぱなことを口ではおっしゃるけれども、現実には反共国家群に対する援助であり、これはアメリカの肩がわりだといわれてもしようがないのじゃないですか。どうなんですか。

○沢木政府委員 そういふふうな、先生のおっしゃいましたような御意見があることはわれわれも十分承知いたしております。ただ、北ベトナムは現在国交がございせんので、われわれのほうからはこれに手を差し伸べるにも差し伸べられないという状態にあるわけでございます。

○阿部(助)委員 国交がないのは日本の政府が悪いからじゃないですか。国交を開けばいいじゃないですか。そんなことは理屈になりませんよ。

○沢木政府委員 国交の問題は両国政府の相互的な問題でございまして、一方のみの問題でございせんと思ひます。

○阿部(助)委員 そのために、じゃ、少し問題がはずれるようにだけれども、一体外務省はどれだけの努力をしたのです。

○沢木政府委員 これは私の所管でございせんので、あるいはアジア局長が御答弁申し上げます。筋合いかと思ひますが、従来、国交のない国といえども、あらゆる国と平和に交渉していきたいというのが日本政府の基本的な外交姿勢とわれわれ承知しておるわけでございまして、残念ながらいままでそのチャンスがなかったというのが現状

であらうかと存じます。

○阿部(助)委員 私はこの問題は、皆さんがいろいろとどう陳弁をされようとも、いまあそこであれだけ民族が血を流しておるところへ、アジアの平和のためにアメリカに手を引けぐらいのことが皆さん言えもしないで、言う勇氣もなしに、そして人道的な立場だなんていうことでいま分れておるあそこへ援助をすることは、結局アメリカの肩がわりに乗り出す、こういうことじゃないかという不安をわれわれは持つわけでありまして、もう少し、特に南ベトナムへの援助というものはもっとも私は慎重であるべきだと思うのですが、いかがですか。

○沢木政府委員 ただいま先生の御発言の中に、アメリカに手を引けと言ったことがないように理解される御発言がございましたが、先般ラオスの問題に關しまして關係各國に出しました政府の声明の中には、あらゆる國の外國軍隊はラオス領から手を引くべきだということをはっきり申し上げております。その中にはもちろんアメリカも含まれてゐるものと解釈されるわけでございます。

○阿部(助)委員 私は実は終わりたいと思つておるのですが、そう聞き直られると一言言わざるを得ないのです。

一体あなたのおっしゃること、日本国民の九割までがあなたの言ひことをまともに信ずると思ひますか。その辺の、外務省のお役人さんの良心を私はまずお伺ひしたい。

○沢木政府委員 その点につきましてはいろいろ御解釈もあらうかと思ひますので、先生の御解釈に従うわけでございます。

○阿部(助)委員 私の解釈に従つてくださるというところでありますので、それじゃこれを申し上げますけれども、いまのような戦乱の中へ日本が介入するような形で援助をするなんていうことはおやめになつて、むしろアメリカに早く手を引け——そんな、外國軍隊はどこともかしこもみんななんていう抽象的なまねるいことではなしに、ほんとうにアメリカのために、いまベトナムか

らアメリカは手を引くべきだということをはつきり言うくらいは元氣、勇氣を日本の政府も出してやること、それがまた人道的な立場だろうと思ふのであります。私は經濟援助の問題でいままでのあり方に数多くの不満を持っております。どう考えてみてもいままでのあり方は商社保護に過ぎるではないかという不満を持っております。それが今度資源開発へ移つた場合に、これがへたをするとな非常に帝國主義的な利権という形に結びついてくる危険性を感ずるわけでありまして、そういういままでの方向で私は幾つかの危険を持つだけに、皆さんにこの問題をより慎重にしてもらいたい。特にいま戦亂のベトナムへの援助なんていうものは、えてして外國から、平和な諸國から批判を受けるだろうと私は思ふのでありまして、その点を皆さんにより慎重にしてくださいたいということを要請しまして、私の質問を終わります。

○毛利委員 答弁の要請がありますから……。

○奥村説明員 先ほど御質問のありました三百三十七億圓、これを三十年間六割で割れば幾らになるかという計算であります、かりにそういう計算をいたしますれば五十二億六千九百万圓に相なります。

○毛利委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員 次に、相続税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○廣瀬(秀)委員 入場税法の一部改正法律案、相続税法の一部改正に關する法律案について、若干質問をいたします。あと二十分くらいしかありませんのでこれから質問をいたしたいと思ひますが、この入場税というものをなぜ取るのかという

問題、いろいろ考え方があつて思ふのであります。が、課税しなければならぬ根拠というものをひとつ正確に示していただきたい。

○細見政府委員 入場税は廣義の消費税の一種でございます。消費税としては、一方では物品を消費いたしましたときに御承知の物品税がかかるわけでありまして、サービス消費いたしましたときには入場税がかかる、そういう形におきまして、われわれがある程度の高度の消費をいたしたときに課する税、それは消費税の一つの体系、こういうわけであると思ひます。

○廣瀬(秀)委員 一種の消費税である、いまこういうことが言われました。そういう観点で、消費をできるだけ抑制するという気持ちがある中に働いてゐるのかどうか、この点をお伺ひいたします。

○細見政府委員 正直に申しまして、戦時中にそういうような考え方があつた程度入つておつた時代がございまして。しかし、現在の入場税はそういうことよりも、先ほども申し上げましたある程度の高度といひますか、ある程度通常の消費よりもより豊かな消費と申しますか、そういうものに対する課税で、それを抑制しようということではなくて、そこに見出される拒絶力を課税の対象にする、こういうわけでございます。

○廣瀬(秀)委員 やや、二回の答弁で、それを両方合わせると入場税というものの性格、本質といひますか、そういうものがつかまへられたような気がするわけでありまして。

そこで、前々からこの税法につきましては本委員会でもしばしば議論をされてきたわけでありまして、特に文化國家といふようなことがよくいわれるわけでありまして、これから人間優先の政治でなければならぬとか人間性の回復であるとか、そういうようなことがいわれる。國民總生産の成長率といふようなことだけで人間のしあわせをはかることはできないんだ。こういうような立場において文化國家への指向といふようなものが経済發展と両々相並んでいかなければならぬい

だ、こういう時代に入つてきている。これが七〇年代の政治課題でもあるといわれておるわけでありまして、そういう立場において前々から、民族伝統的な芸術であるとか純粹な音楽鑑賞であるとかいふようなものに対しては課税を——むしろ入場という行為、そのサービスを消費をする、そういう中でこの拒絶力を見出すんだということ、そして一般的なレベル以上にそういうものを樂しむというものについてはある程度拒絶力があるということとで表現をするのか、あるいはそういうものに對してはやはり國家的な何か、きつことばでいへば一種の懲罰的な、抑制的なそういう考えでかけていくというのであります。そういう立場に立つこの入場税の考え方の中で、そういう文化國家への移行といふものをねらい、また人間性回復といふものを重点に置いていく政治の中で、そういうものに対して前々から議論がされ、そういう芸術的なもの、國民の気持ちをやらせる、潤いのある生活を人間に保障していく、そういうような立場において、そういうものに対しては課税すべきではないのか、入場税体系からこれを何らかの形で分離する余地はないのかというところが大きく問題になつてきたわけでありまして、そういう点についてどういふようにその後検討され、いま主税局長はその問題についてどういふようにお考えになつておられるか、この点をお聞きたいと思ひます。

○細見政府委員 先ほど申し上げましたように、この入場税はある程度の高度と申しますか、豊かな消費を、しかもサービスという形で提供される消費を課税標準にするわけでありまして、それを禁止しようとか、あるいはそういうような税制があることが必ずしもすぐ反文化政策的であるといふことにはならないかと思ひます。たゞ、たとえ今日の通行税でありますとかあるいは料理飲食税といふようなものを見ましても、あるいはまた物品税のようなかんじりなもので、かなり今日普及されておるものにも課税を行つていかなければならぬ。これは税体系のあり方として、サービス

物品との間にバランスをくずさないようにするといふは、国民に広く税負担をお願いするにあつてはむしろ大事な事柄ではないかと思ふわけでありませう。

ただ、広瀬先生のおっしゃる、何もしておらないではないかといふようなことにつきましては、たとへば国立劇場のようなものにつきましても、古典芸能あるいはそのほかの古くからの民俗的なものにつきましても、一般の興行ではたえ得ないといふようなものについて、伝承と申しますか、演芸の技術を保存していくといふような意味で非課税にしておる措置がとられておることは御承知のとおりでございます。ただ、この国立劇場の演劇のあり方などについていろいろ批判のあることも承知いたしておりますので、それらについては国立劇場の運営を純化するといふ形でお願いしたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 何もしないわけじゃない、国立劇場で配慮をしているというわけでありませうが、伝統芸能といふのは伝統芸術といふもので、そういうものについては非課税の措置をとっているといふのでありますが、これは具体的にどういふものを今日までやったわけですか、これを何つておきますか。

○細見政府委員 歌舞伎が主であり、その場合の出しものなどにつきましても、制度本来のあり方としては、一般のたとへば歌舞伎座などで上演されるものと異なつた、非常に技術はむずかしいけれども一般受けはしないといふようなものもある程度の規模でやっていたといたうのが国立劇場を設けられた本来の趣旨ではないかと考えております。

○広瀬(秀)委員 前々から言われておることですが、たとえば音楽会などでも、いわゆるクラシックの分野等において、それぞれの民族が生んだ偉大な作曲家の作曲になる名曲を演奏する、こゝろのやうなものなどに対して、こゝろのものはやはりどこまでも人類の貴重な遺産として残していきたいといふやうなこともあるし、また

あのすばらしい交響曲を聞きながら悪いことを考へる者はない、そゝろのことはまず一般的に言つていいだらうと思ふのでありますが、そゝろの芸術にはやはりそゝろの面がある。何か心が洗われるといふか、今日のドライにまさにかわき切つた世相の中で、そしてエコノミックアニマル的にくせくせく、経済的動機を中心にして追いまくられてゐる人生の中に潤いをもたらし、なごやかな雰囲気、人生におけるいわば潤滑油でもあるそゝろのものが待望される、そゝろの今日の世相であらうと思ふわけですが、そゝろの今日に對して入場税を課するといふことは不合理ではないのかといふことがずいぶん前にも主張されておるわけでありませう。まあしかし入場税といふ行為で、これはギャンブルの問題と、そゝろの芸術的なものと、その他中間的に映画あるいは通常の演劇といふやうなものもあるわけだ、それをどういふやうに區別して、区分けをして、これは非課税、これは課税といふやうにするのはなかなかむずかしいことではあるけれども、そゝろの作業といふものはさらに努力をして続けていくべきだと思ふわけですが、そゝろの方向に検討する気持ちはあるのではありませんか。

○細見政府委員 それは、文化なり芸術なりを所掌しておられる役所なりあるいはつばな委員会といふやうなものにおきまして、どういふ芸術は保存、たとへば商業劇場には上演できないけれども取り上げていかなければならないといふやうなことは、広瀬委員おっしゃるやうに、文化国家、文化振興の意味において今後も検討されていくと思ひますが、私どものやうにいふと税の面だけに携つておる者が、この芸術はこれは芸術性が非常に高いものである、この催しものなり映画なりは非常に娯楽性の強いものであつて、むしろ入場税はかけるべきものだといふやうな判定をわれわれ税務当局のほうに行なうといふことは、そゝろの混乱を招くばかりでありませうし、またそゝろのやり方をいたしますことはいくらにしろろとの税務職員が芸術性を云々するといふやう

なことだ、むしろある意味では芸術の冒瀆といふやうなことになるわけでありませう。かつて、なまものとかいふやうな区分けで軽減税率を考へてみたこともございましたが、そのボーダーラインのところの判断がつかない。非常に芸術的なものと、たとえば、こゝろのところで言つていいかどうか知りませんが、ストリップ劇場とか、非常にはつきりした両極端はあるわけですが、まん中は結局税務職員では無理じやなからうかといふやうに考へておりました、国立劇場制度が設けられたやうに、文化政策全般として何らかの政策が行なわれて、それに対して入場税はどう適用していくかといふやうなのが今後の検討する方向ではなからうか、かように考へております。

○広瀬(秀)委員 音楽だけではなしに、近いうちに日本の演劇界の人たちが私どものところにも、入場税の問題についてぜひ陳情いたしたい。それは、どうも文化政策的にいふといふ入場税といふものは、まことにそゝろの演劇人等にとつて――演劇は総合芸術だといふやうなこともありますが――演劇は総合芸術だといふやうなこともありますが、これはたいへんな苦勞をしておるし、むしろ映画などに出る演劇じやなくて、なまの演技といふものを舞台において演じてそのまゝ見てもらうといふ、あの演劇の構成、舞台装置、その他演出、いろいろたいへんな血のにじむやうな苦勞があるわけでありませうが、入場税があることによつて、かなりその人たちの経営の面でもやはりたいへんな負担になるし、またそれをささえる顧客にとつても、これは非常に耐えがたい負担とはいひわれないまでも、かなりの負担感といふものがあるのだといふ、こゝろのやうなことから私どもに、GNP世界第二位になつた経済大日本として、やはりこゝろの面についてもつと文化政策的な立場から、税制といふものをもとと文化政策を考へ方といふものをせひ立てていくべきではないか、こゝろの趣旨で来られるわけでありませうが、そゝろの問題について、いま主税局長の答弁では、やはり文化政策が大いに進展することはけつこうだし、それとのにらみ合いにおいて逐次改

善をするといふ気持ちのようであります。税制の面ではたにいじると確かに芸術をかへつて冒瀆するといふ面も出てくる微妙な問題であるかもしれぬけれども、その問題については私が言つたやうな趣旨においてさらに前向きに――たとえばイギリスは大入場税のない国ですね。フランス等におきましては、俗に概括的に純芸術といふ表現をいたしますけれども、そゝろのものを對しては国の補助がかなり出されてゐる。減税をすることだつて、入場税は課さないといふことも、積極的にやるか消極的にやるかの差だけであつて、やはり国の援助であらうと思ふのでせう。そゝろのやうな分野といふものもやはり入場税の中でも切り開いていく、こゝろの前向きな考へ方をほんとうに持つかどうか、この辺のところについて、ほんとうの気持ちをはひとつ開かしていただきたい。

○細見政府委員 もう先ほど来申し上げておりますやうに、これは広い意味での消費税体系の一環でございます。――これは芸術の立場といふこととじやなくて、税を取る立場の議論を申し上げてはなはだ恐縮でございますが、税の立場として考へますと、たとえば通行税が課せられておるとかあるいは料理飲食税が課せられておるとかといふやうな事柄、あるいは物品税の中にも、今日におきましてはかなり日常品だといわれておるやうなものにも消費税が課せられておる、それらの現実と、広瀬委員のおっしゃつた、こゝろの税の中にも文化政策なりあるいは国の大きな政策に対しての順応あるいは適応の方策を考へていくべきだ、その辺なかなかむずかしい問題であらうかと思ひますが、私どもも、いたすらにたかくない態度だけをとつておるのが能だとは思つております。ただししかし非常にむずかしいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 前向きでそゝろの問題に對処するといふことが聞かれなかつたのは非常に残念なだけけれども、これはいすれ大臣の御出席をいただいた際にまたやりたいと思ひますから……。そこで、事務的なことを聞きますが、入場税を支拂つてゐる人の数は大体どのくらい、そして税

額の予想はどれぐらいなものでか。
○細見政府委員 入場税が課税になっております。いわば場数といいますが、入場税の徴収事務をやつていただいております。この数が四千七百三十三、税額は百三十八億と、約百四十億ぐらいの税額になっております。

○広瀬(秀)委員 いま前段で四千何百という数を言われたわけですが、実は私も、この入場税の問題でも一つの問題点がある。というのは、これは労働などの問題でもかつてないところでもはなはしく議論をしたわけですが、あのような、ずっと永続して定期的に興行をやるということではなしに、たとえある地区の労働組合が、これはこの前にもちょっとここで問題を提起したのですけれども、クリスマスパーティーを地区の労働者がやる。青年部の諸君が、青年男女の諸君が、二百円ぐらいの会費でクリスマスパーティーでダンスパーティーをやろう、こういうようなことを計画をする。そして会員券を二百円で買つてもらつて、どこか、工場のしまつたあと、机を寄せて、そういうところでやるわけです。たまたまそこに町のバンド、これはやはりつとめをしていながら趣味でやつていられるバンドがある。そういうところに若干謝礼をやり、またむしろ友情出演というようにバンドをやつて、クリスマス・イブを楽しく踊る、こういうような企画をやるわけですね。そのとき二百円の会員券を出す。そのうち半分近くはサンディッチ一包み、牛乳一本あるいはコココーラ一本というようにすることで、そういうものを用意して、来た人にみんな差し上げる。そして楽しく飲みかつ食べ、そして踊つて一応過す。こういう場合に、これはやはり入場税の対象になつて、ちゃんと入場税を徴収されていくわけですね。徴収されてもいまいとところしかたがないから、しかしみんな楽しくやりたいというので毎年恒例にそういうことをやつていく。年に一回しかやらないのだけれども、しかしそのたびに入場税をびしびし取られている。こういうような例が非常に多いわけですね。この問題について、これははたしていわゆる入場の行為そのものに対して税金を取るのかという問題がある。たとえばいわゆる営業用としての映画館に入るのだから、ダンスホールに行くのだから、そういうようなことではないのです。そういう場合にでもこの入場税が働いておる。この問題についてちょっと前にも問題を出したわけですが、これも、未解決の問題になつていられるわけです。こういう場合についても入場税を課すると、先ほど局長がおつしやつた点からいって私はこれはおかしいんじゃないかと思つておる。これは国税庁と主税局と両方からお答えをいただきたいと思つておる。そういうものに対して入場税を課すべきではないのじゃないかという考えなんです。いかがですか。

○細見政府委員 いまの場合、ダンスをなさつたという行為が入場税の課税になるというわけじゃない。そのバンドをお聞きになるために代金が払われたというのが、この際もかかると思つておる。お菓子や牛乳、サンディッチのようなものをお出しになつた場合には、当然にその分は入場税の課税対象からははずれて、いまの場合であれば、百円と今度改定していただければまことにかならずなくなるわけでございます。免税点が百円になればそのようなものはかからない。三十円じゃ少し低過ぎた、こういうわけですね。

○下條説明員 ちょっとお答えいたします。ただいま主税局長からお答えいただきましたように、ただいままでは免税点が三十円でございます。したがって、完全にうちうちの者のダンスパーティーであるということであるならばこれは課税の対象になりませんけれども、その場合に、ダンスもするし、音楽も聞かせるというところになります。入場税の対象はそういうふうに演奏を見せるとか、音楽を聞かせるのか、そういう行為で金を払つた場合に課税されることになりまうので、その行為は課税の対象になるということでございます。なおその場合には、ただいま御説

明いたしましたように、飲食を提供した場合はこれは別でございます。それを排除した上で課税の計算をいたします。こういうことになっております。

○広瀬(秀)委員 どうも私おかし、割り切れない、というのは、たとえばキャバレーに行くと、キャバレーではもうプロの専属の楽団――楽団なんでしょうと古いものでもしらぬけれども、オーケストラぐらいのものでやれるくらいなりつぱな専門的なプロフェッショナルなものがいる。それでサービスしているわけですね。入った人は酒飲むために入るのか、ジョーを見るために入るのか、あるいは音楽を聞きながら踊るといふのをやつていられるわけであつて、入場税は課せられないわけですね。――酒飲むからだと、片方はコココーラ飲んで、――まあ会員券は出さない。それは高いスコッチウイスキー一ぱい飲んで、何千円、何万円というような料金を払う。それは遊興飲食税はかかるだろうけれども、これは入場税の本質と全く違わない部分というものはあるはずなんです。それをどうやって区別するのですか。その問題との対比においてどうもおかしいのじゃないか。そういう、みんなが自主的に会員券を買つてという形を通じて、金を出し合つてみずから踊る、そしてそれを助けるためにいわゆるしるしとの友情出演のバンドがやる、そういうものに対してまで、この入場行為に対して税を課する。これは入場税の本質からいって、そんなものにまで入場税を課するといふようなことは行き過ぎではないのか。この点はどうしても納得できないのです。キャバレーの分については入場税との関係はどういうようにお考えになるのです。

○細見政府委員 こういうふうに申し上げたいのかと思つておる。キャバレーで飲み食いいたしたときに払う代金は、そういうバンドの場合もそうでございますし、あるいはフロアダンスのよりなもの、それが飲み食いの代金の中に含まれておるわけでございます。もちろんそのキャバ

レーとか何かが悪行でやるわけではありませうから、当然飲み食いの代金の中に含ませてその分を取るわけですね。そのものに御承知の料理飲食税がかかつておるわけでありまして、その税率は入場税と同じように一〇％。したがってそれを別々に区別をして課税するといふよりは、むしろ課税としてはすつきりです。しかも料理なり飲み食いの代金に、そのジョーを見る、あるいは楽団を聞く料金は当然に含まれておるのが実情ではないか、かように思つておる。

○広瀬(秀)委員 それならやはり同じことがいえると思つておる。二百円の中に飲み食いの代金も入つてゐるのだから、それならば、料飲税を課するということになれば免税点がうんと高いのだから、全部そんなのは落ちちゃうわけですよ。そんな二百円、三百円でやるものはそういうようにしたらいのじゃないですか。そのところは何かとして納得できないのだけれど、もう一ぺん考え直すことをきよは要求をして、私の言うように答弁があるなら答弁をいただきますけれども、満足できるような答弁ができないとするならば、もう時間も五時を過ぎましたし、これでやめておきたいと思つておる。

○細見政府委員 御満足いただけるかどうか知りませんが、答弁だけはさしておいていただきたいと思います。いまのような遊興飲食税の特別徴収義務者になつておる料理屋とか、あるいはそういうところ、地方税法に列記しておりますところで行なわれます遊興飲食は――古いことは申し上げまして恐縮ですが――料理飲食は料理飲食税が課税になるわけでありまして、いま広瀬先生のおっしゃいますのは、むしろそういう料理店とかあるいは飲食店とかいう範疇に入らないわけでありまして、この際はむしろ、そういうバンドをやっている、ダンスをするというものが主であつて、その場合にはしたがって飲み食いに該当するものは入場税の課税の計算上は除いておる、こういうわけでございます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和四十六年二月二十六日

○広瀬(秀)委員 この問題はどうも納得できないので、またやります。相続税の問題とともにその点保留をしまして、きょうはこれで終わります。

○毛利委員長 次回は、来たる三月二日火曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

昭和四十六年三月十七日印刷

昭和四十六年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局